
第4章 様式集

1. 宅地開発条例関係様式一覧

ページ

①	鹿児島市宅地開発に関する条例施行規則		297
1	様式第1	宅地開発予定標識	298
2	様式第2	宅地開発計画内容周知実施報告書	299, 300
3	様式第3	宅地開発許可標識	301
4	様式第4	応急処置報告書	302
5	様式第5	防災措置報告書	303

2. 開発行為等関係様式一覧

①	都市計画法施行規則		304
6	別記様式第二	開発行為許可申請書（法第29条第1項）	305
7	別記様式第二の二	開発行為許可申請書（法第29条第2項）	306
8	別記様式第三	資金計画書	307
9	別記様式第四	工事完了届出書	308
10	別記様式第五	公共施設工事完了届出書	309
11	別記様式第八	開発行為に関する工事の廃止の届出書	310
12	別記様式第九	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書（法第43条）	311
②	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則		312
13	様式第1	設計説明書	313, 314
14	様式第2	従前の公共施設の管理者等一覧表	315
15	様式第3	新たに設置される公共施設の管理者等一覧表	316
16	様式第4	付替えに係る公共施設の新旧一覧表	317
17	様式第5	工事費内訳書（開発区域内）	318, 319
18	様式第6	附帯工事費内訳書（開発区域外）	320, 321
19	様式第7	申請者の資力及び信用に関する申告書	322
20	様式第8	工事施行者の能力に関する申告書	323
21	様式第9の1	開発行為施行同意書（土地の権利者用）	324
22	様式第9の2	開発行為施行同意書（建築物その他の工作物の権利者用）	325
23	様式第10の1	開発区域内権利者一覧表（土地の権利者用）	326
24	様式第10の2	開発区域内権利者一覧表（建築物その他の工作物の権利者用）	327
25	様式第11	設計者の資格に関する申告書	328
26	様式第12	既存の権利者の届出書	329, 330
27	様式第13	開発行為変更許可申請書	331
28	様式第14	開発行為変更届出書	332
29	様式第15	工事着手届	333
30	様式第16	建築制限等解除承認申請書	334
31	様式第17	建築物特例許可申請書	335
32	様式第18	予定建築物以外の建築物等の建築等許可申請書	336
33	様式第19	地位承継届出書	337
34	様式第20	開発行為承継承認申請書	338
35	様式第22	開発行為又は建築に関する証明書交付申請書	339
③	開発許可その他様式（規則外参考様式）		340
36	参考様式	都市計画法第32条の規定に基づく公共施設等の同意並びに帰属に関する協議等申出書	341
37	参考様式	委任状（開発許可用）	342
38	参考様式	誓約書（開発許可用）	343
39	参考様式	開発行為に関する協議の一覧表	344
40	参考様式	公共・公益施設管理者予定者との協議書（開発許可用）（A票、B票）	345, 346
41	参考様式	協議書（開発許可用）	347
42	参考様式	地盤調査に関する確約書（開発許可用）	348

43	参考様式	樹木の保存、表土の保全に関する計画書	349
44	参考様式	開発行為変更協議申出書	350
45	参考様式	開発行為協議申出書(法第34条の2第1項)	351
46	参考様式	工事完了届出書(開発行為協議用)	352
47	参考様式	都市計画法第32条の規定に基づく公共施設等の同意並びに帰属に関する協議等申出書の取下書	353
48	参考様式	開発行為許可申請書の取下書	354
49	参考様式	工事完了時の区域内土地地番等報告書	355
④ 市街化調整区域内の建築許可その他様式（規則外参考様式）			356
50	参考様式	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書（法第43条第3項）	357
51	参考様式	委任状（建築許可用）	358
52	参考様式	都市計画法第43条に基づく建築許可申請書理由書	359
53	参考様式	都市計画法第43条に基づく建築許可申請書業務内容説明書	360
54	参考様式	借地等承諾書	361
55	参考様式	建築許可申請書取下届	362
56	参考様式	建築許可取りやめ届	363
⑤ 市街化調整区域における開発行為等に関する事務処理要領			364
57	別記様式	市街化調整区域における開発行為等に関する事前協議申出書	365
58	参考様式	委任状	366

3. 宅地造成工事関係様式

① 宅地造成等規制法施行規則			367
59	様式第二	宅地造成に関する工事の許可申請書	368
60	様式第三	宅地造成に関する工事の完了検査申請書	369
61	様式第五	届出書（法第15条第1項）【区域指定時の届出】	370
62	様式第六	届出書（法第15条第2項）【擁壁、排水等の除却工事】	371
63	様式第七	届出書（法第15条第3項）【宅地転用届出】	372
② 鹿児島市宅地造成等規制法施行細則			373
64	様式第4	宅地造成に関する工事の協議申出書	374
65	様式第5	宅地造成工事着手届	375
66	様式第6	宅地造成工事廃止届	376
67	様式第7	宅地造成工事一部完了検査申請書	377
68	様式第9	届出工事変更届書	378
69	様式第10	許可申請手数料減免申請書	379
③ 宅造許可その他様式（規則外参考様式）			380
70	参考様式	宅地造成工事施行同意書（土地の権利者用）	381
71	参考様式	宅地造成工事施行同意書（建築物その他の工作物の権利者用）	382
72	参考様式	宅地造成区域内権利者一覧表（土地の権利者用）	383
73	参考様式	宅地造成区域内権利者一覧表（建築物その他の工作物の権利者用）	384
74	参考様式	設計者の資格に関する申告書（宅造許可用）	385
75	参考様式	委任状（宅造許可用）	386
76	参考様式	誓約書（宅造許可用）	387
77	参考様式	協議書（宅造許可用）	388
78	参考様式	地盤調査に関する確約書（宅造許可用）	389
79	参考様式	宅地造成に関する工事の変更許可申請書	390
80	参考様式	宅地造成工事に関する変更届出書	391
81	参考様式	宅地造成に関する工事の検査済証交付前の建築工事着工承認申請書	392
82	参考様式	宅地造成工事変更協議申出書	393
83	参考様式	宅地造成に関する工事の許可申請書の取下書	394

4. 災害防止条例関係様式

① 鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例施行規則		395	
84	様式第1	開発行為届出書	396
85	様式第2	開発行為施行同意書	397
86	様式第3	開発行為の標識	398
87	様式第4	開発行為標識設置届出書	399
88	様式第5	開発行為変更届出書	400
89	様式第6	開発行為届出者地位承継届出書	401
90	様式第7	開発行為届出者等名義変更届出書	402
91	様式第8	開発行為に係る軽微な変更届出書	403
92	様式第9	開発行為完了届出書	404
93	様式第10	開発行為廃止届出書	405
② 災害防止条例届出その他様式（規則外参考様式）		406	
94	参考様式	工程表	407
95	参考様式	委任状（災害防止条例届出用）	408
96	参考様式	関係機関との協議チェックリスト	409
97	参考様式	開発行為工事着手届	410
98	参考様式	開発行為の事前説明に関する報告書	411
99	参考様式	説明実施状況一覧表	412

5. 事前相談関係様式

① 開発宅造・建築相談書		413	
100	参考様式	開発宅造・建築相談書	414

6. 違反宅地開発取扱い事務処理要領関係様式

① 鹿児島市違反宅地開発取扱い事務処理要領		415	
101	様式第1（その1）	違反宅地開発報告書兼台帳	416
102	様式第1（その2）	是正指導の処理経過	417
103	様式第1（その3）	位置図・付近見取り図、現場状況略図	418
104	様式第2	通知書	419
105	様式第3	事情聴取調書	420
106	様式第4	顛末書	421
107	様式第5	是正計画書	422
108	様式第6	勧告書	423
109	様式第7	指示書	424
110	様式第8	是正完了報告書	425
111	様式第9	是正完了通知書	426

7. 国土利用計画法関係様式

① 国土利用計画法施行規則		427	
112	別記様式第三	土地売買等届出書	428

8. 公有地の拡大の推進に関する法律関係様式

① 公有地の拡大の推進に関する法律施行規則		429	
113	別記様式第一	土地有償譲渡届出書	430
114	別記様式第二	土地買取希望届出書	431

1. 宅地開発条例関係様式

①鹿児島市宅地開発に関する条例施行規則

様式第2（第6条関係）

宅地開発計画内容周知実施報告書			
		年 月 日	
鹿児島市長 殿			
報告者 住所（法人の場合は所在地）			
氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）			
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 担当者：氏 名 電話番号 </div>			
鹿児島市宅地開発に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。			
宅地開発区域の名称		鹿児島市	
宅地開発の計画の内容の周知方法	個別周知	周知対象の区域	※地図等で示したものを添付してください。
		周知内容	
	説明会による周知	日 時	
		場 所	
		周知対象の区域	※地図等で示したものを添付してください。
		周知内容	
	その他の方法による周知	周知方法	
		周知対象の区域	※地図等で示したものを添付してください。
		周知内容	
	周知を行った隣接住民		別紙のとおり
	説明会等で使用した資料		
	開発予定標識設置日		年 月 日
※受付処理欄			

注意事項

- 1 宅地開発予定標識の設置状況を確認できる写真（近景、遠景及び開発予定標識の記載事項が確認できるもの）を添付すること。
- 2 説明会等で使用した資料を添付すること。

様式第 4 (第 8 条関係)

応急処置報告書																													
年 月 日																													
鹿児島市長 殿																													
報告者 住所 (法人の場合は所在地)																													
氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)																													
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 担当者：氏 名 電話番号 </div>																													
鹿児島市宅地開発に関する条例第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。																													
許可年月日及び番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">開 発 許 可</td> <td style="width: 10%;">指令</td> <td style="width: 10%;">第</td> <td style="width: 10%;">号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅 造 許 可</td> <td>指令</td> <td>第</td> <td>号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	開 発 許 可	指令	第	号					年	月	日				宅 造 許 可	指令	第	号					年	月	日			
開 発 許 可	指令	第	号																										
	年	月	日																										
宅 造 許 可	指令	第	号																										
	年	月	日																										
宅地開発区域の名称	鹿児島市																												
災害 (他に危険を及ぼすおそれ) の発生場所	※地図等で示したものを添付してください。																												
工 事 開 始 日	年 月 日																												
災 害 発 生 日	年 月 日																												
応急処置を講じた日	年 月 日																												
工 事 施 行 者	住 所 氏 名																												
設 計 者	住 所 氏 名																												
災 害 の 状 況 等 応 急 処 置 の 内 容																													
※受付処理欄																													

注意事項

- 1 災害又は他に危険を及ぼすおそれへの処置内容が分かる図面を添付すること。
- 2 災害又は他に危険を及ぼすおそれの発生前後の現場状況が確認できる写真を添付すること。

様式第5（第9条関係）

防災措置報告書															
年 月 日															
鹿児島市長 殿															
報告者 住所（法人の場合は所在地）															
氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）															
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 担当者：氏 名 電話番号 </div>															
鹿児島市宅地開発に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり報告します。															
許可年月日及び番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">開 発 許 可</td> <td style="width: 10%;">指令</td> <td style="width: 10%;">第</td> <td style="width: 10%;">号</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> <tr> <td>宅 造 許 可</td> <td>指令</td> <td>第</td> <td>号</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	開 発 許 可	指令	第	号	年	月	日	宅 造 許 可	指令	第	号	年	月	日
開 発 許 可	指令	第	号	年	月	日									
宅 造 許 可	指令	第	号	年	月	日									
宅地開発区域の名称	鹿児島市														
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで														
廃 止 日	年 月 日														
防災措置を講じた日	年 月 日														
工 事 施 行 者	住 所 氏 名														
設 計 者	住 所 氏 名														
防 災 措 置 の 内 容															
※受付処理欄															

注意事項

- 1 防災措置の内容が分かる図面を添付すること。
- 2 防災措置実施前後の現場状況が確認できる写真を添付すること。

2. 開発行為等関係様式

①都市計画法施行規則

別記様式第二（第十六条関係）

開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 鹿児島市長 殿 許可申請者住所 氏名		※ 手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記載すること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

別記様式第二の二（第十六条関係）

開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第29条第2項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 鹿児島市長 殿 許可申請者住所 氏名		※ 手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

資 金 計 画 書

1 収支計画

2 年度別資金計画

(単位 千円)

科目		金額	科目		年度	年度	年度	年度	計
収 入	処分収入 宅地処分収入		支 出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息					
	補助負担金			借入償還金					
計			計						
支 出	用地費 工事費 整地工事費 道路工事費 排水施設工事費 給水施設工事費		収 入	自己資金 借入金					
	附帯工事費 事務費 借入金利息			処分収入 宅地処分収入 補助負担金					
計			計						
借入金の借入先									

別記様式第四（第二十九条関係）

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

届出者住所
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事(許可番号 年 月 日 第 号) が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
2 工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第五（第二十九条関係）

公 共 施 設 工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

届出者住所
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事(許可番号 年 月 日 第 号) が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域
又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第八（第三十二条関係）

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者住所
氏名

都市計画法第38条項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年 月
日 第 号）が下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 開発行為に関する工事を廃止した年月日 年 月 日
- 2 開発行為に関する工事の廃止に係わる地域の名称
- 3 開発行為に関する工事の廃止に係わる地域の面積

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第九（第四十三条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第43条第1項の規定により 〔建築物〕の〔新築〕の許可を申請します。 〔第一種特定工作物〕の〔改築〕 〔用途の変更〕 〔新設〕		※ 手数料欄
年 月 日 鹿 児 島 市 長 殿 許可申請者住所（法人の場合は所在地） 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名） 連絡先（担当者名）.....		
1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	鹿児島市 地 目： 面 積：	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由		
5 その他必要な事項		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 一 号	
※ 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 許 可 番 号	年 月 日 指 令 第 一 号	

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

2. 開発行為等関係様式

②都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則

設 計 説 明 書
(表)

設計の方針	建築物用	1 開発の目的 2 計画人口、計画戸数及び人口密度 3 住区及び街区の構成										
	第1種特定工作物	1 開発の目的及び周辺地域の環境保全 2 工作物の種類並びに設備の内容及び規模 3 計画人口										
	第2種特定工作物	1 開発の目的及び内容 2 工作物の種類及び規模 3 計画利用人口										
工区計画	工 区 名		工 区 面 積			着手予定年月日			完了予定年月日			
開発地区域内の土地の現況	地域地区	区域区分		宅地造成工事規制区域			用途地域			その他		
		<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域		<input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外								
	地目別概要	区分	山林	原野	農地	宅地	公共施設用地	その他	計			
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²			
	所有別概要	区分	自己所有		買収予定		地主還元		その他		計	
		面積	m ²		m ²		m ²		m ²		m ²	
土地	土地利用計画	区分	住宅用地	公共施設用地	公益的施設用地	その他	計	表土保用地	樹木保用地	緑地帯その他の緩衝帯		
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
		割合	%	%	%	%	100%	%	%	%		
利用	公共施設用地	区分	道路	公園	緑地	下水道	排水路	河川	消防用貯水施設	その他	計	
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		割合	%	%	%	%	%	%	%	%	100%	
計画	公益的施設用地	区分	教育施設		医療施設		交通施設		購買施設		その他	
		面積	m ²		m ²		m ²		m ²		m ²	
		割合	%		%		%		%		%	

(裏)

区分	施設名	新設する場合	開発区域外既存施設との関連	
公共施設 整備計画	道 路	<input type="checkbox"/> アスファルト舗装 <input type="checkbox"/> コンクリート舗装	関連すべき道路の区分 <input type="checkbox"/> 国道 <input type="checkbox"/> 県道 <input type="checkbox"/> 市町村道 <input type="checkbox"/> その他の道路	
	公 園	<input type="checkbox"/> プレイロット <input type="checkbox"/> 街区公園 <input type="checkbox"/> 近隣公園	<input type="checkbox"/> 区域外公園を利用 当該公園まで m	
	緑 地	<input type="checkbox"/> 自然緑地 <input type="checkbox"/> のり面緑地	<input type="checkbox"/> 区域外緑地を利用 当該緑地まで m	
	下水道	公 共 下水道	<input type="checkbox"/> 雨水きよ <input type="checkbox"/> 污水管 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> 終末処理場 <input type="checkbox"/> 調整池(恒久的)	雨水 <input type="checkbox"/> 公共下水道へ接続放流(名称) <input type="checkbox"/> 都市下水道、排水路又は河川へ接続放流 (水路名又は河川名) 汚水 <input type="checkbox"/> 公共下水道へ接続放流(名称) <input type="checkbox"/> 都市下水道、排水路又は河川へ接続放流 (水路名又は河川名)
		都 市 下水道	<input type="checkbox"/> 管きよ <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> 調整池(恒久的)	<input type="checkbox"/> 公共下水道へ接続放流(名称) <input type="checkbox"/> 都市下水道、排水路又は河川へ接続放流 (水路名又は河川名)
	排 水 路	<input type="checkbox"/> 管きよ <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> 調整池(恒久的)	<input type="checkbox"/> 公共下水道へ接続放流(名称) <input type="checkbox"/> 都市下水道、排水路又は河川へ接続放流 (水路名又は河川名)	
	河 川	<input type="checkbox"/> 河川	<input type="checkbox"/> 河川へ接続放流(名称)	
	消防用貯水施設	<input type="checkbox"/> 消火栓 <input type="checkbox"/> 貯水施設	<input type="checkbox"/> 区域外貯水施設を利用し、当該施設まで m <input type="checkbox"/> 区域外河川又は溜池帯を利用し、当該河川等まで m	
	そ の 他			
公益的施設 整備計画	教 育 施 設	<input type="checkbox"/> 幼稚園 校 <input type="checkbox"/> 小学校 校 <input type="checkbox"/> 中学校 校	<input type="checkbox"/> 区域外施設を利用 幼稚園まで m 小学校まで m 中学校まで m	
	医 療 施 設	<input type="checkbox"/> 診療所 箇所 <input type="checkbox"/> 病院 箇所	<input type="checkbox"/> 区域外施設を利用 病院等まで m	
	交 通 施 設	<input type="checkbox"/> バス停留所 箇所 <input type="checkbox"/> タクシー営業所 箇所 <input type="checkbox"/> 公共駐車場 箇所	<input type="checkbox"/> 区域外施設を利用 バス停留所まで m 鉄道駅まで m	
	購 買 施 設	<input type="checkbox"/> 日用品店 箇所 <input type="checkbox"/> スーパーマーケット 箇所 <input type="checkbox"/> 専門店 箇所	<input type="checkbox"/> 区域外施設を利用 商店街まで m	
	給 水 施 設	<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 専用水道	<input type="checkbox"/> 区域外施設を利用 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 専用水道	
	ガ ス 施 設	<input type="checkbox"/> 供給源施設	<input type="checkbox"/> 都市ガス利用	
	電 気 施 設	<input type="checkbox"/> 街灯 箇所 <input type="checkbox"/> 配電施設 箇所	<input type="checkbox"/> 区域外配電施設を利用	
	し尿処理施設	<input type="checkbox"/> 污水管 箇所 <input type="checkbox"/> 共同し尿浄化槽 箇所 <input type="checkbox"/> くみ取り	<input type="checkbox"/> 公共下水道へ接続放流(名称) <input type="checkbox"/> 都市下水道、排水路又は河川へ接続放流 (水路名又は河川名) <input type="checkbox"/> 浄化槽の管理主体(名称)	
	そ の 他			

注

- 1 該当事項の□の中に、×印を付けること。
- 2 土地利用計画の欄は、開発区域内、外(取付道路、水路)に分け、区域外は()書きとすること。
- 3 土地利用計画の欄の各施設用地面積は、次の要領で算定すること。
 - (1) 住宅用地には、各宅地に付随するのり面を含めること。
 - (2) 道路には、道路(側溝を含む。)、広場、公共駐車場、公共階段、橋、ずい道等を含めること。
 - (3) 緑地には、自然緑地及びのり面緑地を含めること。
 - (4) 下水道は、下水道法の適用を受ける下水道とする。
 - (5) 排水路は、下水道法、河川法及び鹿児島県普通河川管理条例のいずれの適用も受けない水路で、幅員1メートル以上のものとする。
 - (6) 河川は、河川法又は鹿児島県普通河川管理条例の適用を受けること。
 - (7) それぞれの項目の記入に当たっては、公共施設整備計画及び公益的施設整備計画の分類を参考にすること。
 - (8) 公益的施設整備計画のその他の施設には、福祉、保安、集会、文化、管理、行政、サービス等の施設を記入すること。

様式第2（第2条関係）

従前の公共施設の管理者等一覧表

従前の公共施設の名称	新旧対照図に付した番号	廃止、付替え、拡幅の別	公共施設の概要			管理者名	同意の有無	所有者名	備考
			幅員	延長	面積				

注

- 1 開発区域内にある従前の公共施設に関して記入すること。
- 2 従前の公共施設の名称は、道路、公園等種別ごとに記入すること。
- 3 同一の物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

様式第3（第2条関係）

新たに設置される公共施設の管理者等一覧表

新設する 公共施設 の名称	新旧対照 図に付し た番号	公 共 施 設 の 概 要			管理すること になる者の名 称	協議成立又 は協議中の 別	備 考
		幅員	延長	面積			

注

- 1 開発区域内に新設する公共施設に関して記入すること。
- 2 新設する公共施設の名称は、道路、公園等種別ごとに記入すること。
- 3 同一の物件に権利者が2名以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。
- 4 道路拡幅の場合は、従前の公共施設の番号及び幅員等を備考欄に記入すること。

様式第4（第2条関係）

付替えに係る公共施設の新旧一覧表

従前の公共施設			付替えに係る公共施設		付替え後における従前の公共施設用地の帰属	備考
名称	新旧対照図に付した番号	土地所有者等	名称	新旧対照図に付した番号		

注

- 1 法第40条第1項の規定による公共施設の付替えをする場合に記入すること。
- 2 付替えに係る公共施設欄には、従前の公共施設に対応する公共施設の名称及び番号を記入すること。

様式第5 (第4条関係)

工 事 費 内 訳 書 (開 発 区 域 内)

(1枚目)

工 事 種 目	数 量	単 価 (円)	金 額	開 発 面 積 当 たり 単 価	備 考	年 度		年 度		年 度		年 度		
						数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	
整 地 工 事	調 査 測 量	m ²				調査及び測量の内容								
	土 工	m ²				搬入土、搬出土 m ³								
	擁 壁	m ²				構造 H= ~ m								
	のり芝工	m ²				H= ~ m								
	(小計)													
道 路 工 事	道 路 延 長	m				構造 幅員 ~ m								
	橋 り ょう	箇				構造 幅員×延長								
	ず い 道					構造 幅員×延長								
	(小計)													
下 水 道 工 事	公 共 下 水 道	雨 水 き よ	延 長	m			管径							
		汚 水 き よ	延 長	m			管径							
		ポ ン プ 場		箇 所										
		終 末 処 理 場		箇 所			処理方式、能力 人							
		調 整 池		箇 所			容量 m ³							
		(小計)												
	都 市 下 水 道	管 き よ	延 長	m			幅員							
		ポ ン プ 場		箇 所										
		調 整 池		箇 所			容量 m ³							
		(小計)												
	〔下水道小計〕													
排 水 路 工 事	管 き よ	延 長	m			幅員								
	ポ ン プ 場		箇 所											
	調 整 池		箇 所			容量 m ³								
	(小計)													
河 川 工 事	河 川	延 長	m			幅員								

(2枚目)

工 事 種 目	数 量	単 価 (円)	金 額	開 発 面 積 当たり単価	備 考	年度		年度		年度		年度		
						数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
給水施設工事	配 管	延長	m			管径	～	mm						
	そ の 他 水道施設													
	(小計)													
電気施設工事	配 電	延長	m											
	街灯等施設		箇											
	(小計)													
ガス施設工事	配 管	延長	m			管径	～	mm						
	ガス源施設		箇			構造、容量		m ³						
	(小計)													
工事														
計		延長	m											

注

1 道路工事費

広場及び公共会談を含む舗装、側溝、街きよ、防護柵及び街路樹の費用

2 下水道工事費

下水道（下水道法の適用を受ける下水道）、河川（河川法又は鹿児島県普通河川管理条例の適用を受ける河川）及び排水路（下水道又は河川に含まれない水路で、幅員1メートル以上のもの）の費用

3 調整池工事費

恒久的な調整池の費用

4 その他

機械器具据付料、営繕損料及び諸経費並びに公共施設の負担金又は当該施設の管理者となる者に委託する工事に要する事務費は、工事種目ごとの工事費に含めて計上すること。

様式第6 (第4条関係)

附 帯 工 事 費 内 訳 書 (開 発 区 域 外)

(1枚目)

工 事 種 目	数 量	単 価 (円)	金 額	開 発 面 積 当 たり 単 価	備 考	年 度		年 度		年 度		年 度	
						数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
整 地 工 事	調 査 測 量	m ²				調査及び測量の内容							
	土 工	m ²				搬入土、搬出土 m ³							
	擁 壁	m ²				構造 H= ~ m							
	のり芝工	m ²				H= ~ m							
	(小計)												
道 路 工 事	道 路 延 長	m				構造 幅員 ~ m							
	橋 り ょう	箇				構造 幅員×延長							
	ず い 道					構造 幅員×延長							
	(小計)												
下 水 道 工 事	公 共 下 水 道	雨 水 き よ	延 長	m			管径						
		汚 水 き よ	延 長	m			管径						
		ポ ン プ 場		箇 所									
		終 末 処 理 場		箇 所			処理方式、能力 人						
		調 整 池		箇 所			容量 m ³						
		(小計)											
	都 市 下 水 道	管 き よ	延 長	m			幅員						
		ポ ン プ 場		箇 所									
		調 整 池		箇 所			容量 m ³						
		(小計)											
	〔下水道小計〕												
排 水 路 工 事	管 き よ	延 長	m			幅員							
	ポ ン プ 場		箇 所										
	調 整 池		箇 所			容量 m ³							
	(小計)												
河 川 工 事	河 川	延 長	m			幅員							

工事種目	数量	単価 (円)	金額	開発面積 当たり単価	備考	年度		年度		年度		年度	
						数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
給水施設工事	配管	延長	m			管径	～	mm					
	その他 水道施設												
	(小計)												
電気施設工事	配電	延長	m										
	街灯等施設		箇										
	(小計)												
ガス施設工事	配管	延長	m			管径	～	mm					
	ガス源施設		箇			構造、容量		m ³					
	(小計)					管径							
公園及び緑地帯 その他の 緩衝帯	公園		m ²										
	緑地		m ²										
	(小計)												
表土保全工事													
消防・貯水施設工事													
し尿処理 施設工事	汚水管												
	共同し尿 浄化槽												
	(小計)												
工事													
計													

注

- | | |
|---|--|
| <p>1 調査測量費
工事をするために必要な調査、試験及び測量（現形、確定）に要する費用</p> <p>2 土木工事費
土木、地盤改良の費用、宅地内排水工、防災工（仮設沈砂池及び仮設のり面保護工を含む。）</p> <p>3 擁壁工事費
コンクリート、コンクリートブロック及び石積みの擁壁工事の費用（宅地進入階段工の費用を含む。）</p> <p>4 のり芝工事費
恒久的なりのり面保護の芝張工、枠工、柵工及び犬走排水溝の費用</p> <p>5 道路工事費
広場及び公共階段を含む舗装、側溝、街きよ、防護柵及び街路樹の費用</p> <p>6 下水道工事費</p> | <p>7 調整池工事費
恒久的な調整池の費用</p> <p>8 公園及び緑地帯その他の緩衝帯工事費
施設及び植樹の費用。ただし、緑地がのり面の場合は、のり面保護以外の施設及び植樹の費用とする。</p> <p>9 表土保全工事費
表土の復元、土地改良等の費用</p> <p>10 その他
機械器具据付料、営繕損料及び諸経費並びに公共施設の負担金又は当該施設の管理者となる者に委託する工事に要する事務費は、工事種目ごとの工事費に含めて計上すること。</p> |
|---|--|

様式第7（第5条関係）

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住所

氏名又は名称及び代表者の氏名

都市計画法第33条第1項第12号に規定する資力及び信用について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従 業 員 数 等						
前 年 度 事 業 費	千円	資産総額	千円			
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税	千円	事業税	千円		
主たる取引金融機関						
工事管理者住所氏名						
役員略歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴その他	
宅係地行造為成経関歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積	許認可番号年月日	着工及び完了年月日

注

- 1 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入すること。
- 2 添付書類
 - (1) 法人税又は所得税の納税証明書(前年度分)
 - (2) 財務諸表(法人の登記簿謄本を含む)

様式第8（第5条関係）

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

鹿児島市長 殿

工事施行者 住所

氏名

都市計画法第33条第1項第13号に規定する工事施行者の工事施行能力について、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従 業 員 数 等	事 務	技 術	労 務	計		
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税		千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関						
工事管理者住所氏名						
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴その他	
宅 係 地 行 造 為 成 経 関 歴	工 事 名	工 事 施 行 者 名	工 事 施 行 場 所	面 積	許 認 可 番 号 年 月 日	着 工 及 び 完 了 年 月 日

注

- 1 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築士事務所登録等について記入すること。
- 2 添付書類
 - (1) 法人税又は所得税の納税証明書(前年度分)
 - (2) 事業経歴書(法人の登記簿謄本)

様式第9の1（第6条関係）

開発行為施行同意書（土地の権利者用）

申請者 住所
氏名

私が権利を有する次の物件について、上記の者が開発行為を行うことに同意します。

所在地 及び地番	地目	面積 (㎡)	権利の種別	同意 年月日	権利者の住所氏名	印	備考

注

- 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

様式第9の2（第6条関係）

開発行為施行同意書（建築物その他の工作物の権利者用）

申請者 住所
氏名

私が権利を有する次の物件について、上記の者が開発行為を行うことに同意します。

所在地 及び地番	工作物 の種類	工作物の 形状及び 敷地面積	権利の 種別	同意 年月日	権利者の住所氏名	印	備考

注

- 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

様式第10の1（第6条関係）

開発区域内権利者一覧表（土地の権利者用）

所在地 及び地番	地目	面積 (㎡)	権利の種別	権利者の住所氏名	同意の 有 無	備 考

注

- 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

様式10の2（第6条関係）

開発区域内権利者一覧表（建築物その他の工作物の権利者用）

所在地 及び地番	工作物 の種類	工作物の形 状及び敷地 面積	権利の種別	権利者の住所氏名	同意の 有 無	備 考

注

- 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

様式第 1 1 (第 7 条関係)

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

鹿児島市長 殿

設計者 住所
氏名

年 月 日生

都市計画法第 3 1 条に規定する設計資格について、次のとおり申告します。

都市計画法施行規則第 1 9 条の該当資格		<input type="checkbox"/> 1号 イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト <input type="checkbox"/> 2号			
学 歴	学 校 名	学 部 学 科 名	卒業(中退)年月日	修 業 年 限	
			卒業 年 月 日 中退	年 箇月	
建に 築よ る 法資 等格	資 格 内 容		取 得 年 月 日	登 録 又 は 合 格 番 号	
	<input type="checkbox"/> 技術士(部門) <input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> その他				
実 務 経 歴	勤 務 先	職 務 内 容	在 職 期 間		
			年 月 ~ 年 月 (年 月)		
			年 月 ~ 年 月 (年 月)		
			年 月 ~ 年 月 (年 月)		
			年 月 ~ 年 月 (年 月)		
設 計 経 歴	事業主体	工事施行者	施行場所	面 積	許 可 年 月 日 及 び 番 号

注

- 1 印のある欄は、該当事項のに×印を付け、該当資格の欄は該当事項を○で囲むこと。
- 2 学歴欄は、設計資格に関係のある最終学歴を記入すること。
- 3 実務経歴及び設計経歴欄は、宅地開発に関係のあるもののみを記入し、設計経歴欄に記入した工事については、当該工事の設計を申告者が行ったことを証する事業主体発行の証明書を添付すること。
- 4 建築士法等による資格の証明書、卒業証明書等を添付すること。

様式第12（第8条関係）

（表）

既存の権利者の届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所

氏名又は名称及び代表者名

都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり届け出ます。

届出者の職業 (法人にあつては業務内容)								
届出	所在及び地番							
	地目及び地積	地目		地積	平方メートル			
	農地転用許可	年 月 日			号			
権利を有していた目的								
権利の種類		所有権 所有権以外の権利（ ）						
権利の内容								
※ 受付 処理	受付印					課長	係長	係

注

- 届出者の職業の欄は、自家用の住宅を建築する目的で権利を有している場合には記入の必要はない。
- 権利の種類欄は、該当項目を○で囲み、所有権以外の権利の場合には、()内にその権利の名称を記入すること。
- 権利の内容欄は、権利の取得年月日を記入し、かつ、所有権以外の権利の場合には、土地所有者の住所、氏名等を記入すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

(裏)

注意

- 1 この届出は、鹿児島県知事の告示によって市街化区域と市街化調整区域の区分が決定された際（以下「告示の日」という。）に、自己の居住又は業務の用に供する目的で、土地の所有権又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者だけが行うことができます。
- 2 この届出は、告示の日から6箇月以内に行い、この届出をした者が開発行為又は建築をしようとするときは、告示の日から5年以内に、都市計画法に規定する許可を受けてから施行することが必要です。
なお、建築工事に着手する前に、建築基準法による確認も受けなければなりません。
- 3 この届出をした者が開発行為又は建築しようとするときは、許可申請書に、1の権利を有していたことを証する書類（土地の登記簿謄本、所有権以外の権利を証する書類、農地転用許可書等）を添付しなければなりません。この場合において、届出書の記載事項と相違すると許可を受けることができないことがありますから注意してください。
- 4 この届出書は、受付処理をした後1部を届出人に返しますが、開発行為又は建築の許可申請する際に必要なことがありますから、大切に保管してください。

様式 13 (第9条関係)

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更許可を申請します。			
			年 月 日
鹿児島市長 殿			
申請者 住所 氏名又は名称及び代表者の氏名			
開発行為の変更の概要		変 更 前	変 更 後
	1 開発区域に含まれる地域の名称		
	2 開発区域の面積	㎡	㎡
	3 予定建築物の用途		
	4 工事施行者住所氏名		
	5 自己業務用、居住用及び非自己用の別		
	6 法第34条の該当号及び該当する理由		
	7 その他必要な事項		
開発許可年月日及び番号		年 月 日	第 号
変 更 の 理 由			
※変更許可に付した条件			
※変更許可年月日及び番号		年 月 日	第 号
※手数料納付確認欄			
受付印		課 長	係 長
		係	

注

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 法第34条の該当する号及び該当する理由の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域において行われる場合に記入すること。
- 3 その他必要な事項の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記入すること。
- 4 設計又は資金計画の変更については、変更の理由の欄にその旨を記入し、変更後の設計説明書及び設計図又は資金計画書を添付すること。

様式第14（第9条関係）

開 発 行 為 変 更 届 出 書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所
氏名

開発行為の軽微な変更をしたので都市計画法第35条の2第3項の規定により次のとおり届け出ます。

1 変更に係る事項		
2 変更の内容	変更前	変更後
3 変更の理由		
4 開発許可年月日及び番号	年 月 日	第 号

様式第15（第10条関係）

工 事 着 手 届

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所
氏名

開発行為に関する工事に着手したいので、都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

開発許可年月日及び番号			
開発区域に含まれる地域の名称			
工事着手年月日			
工事完了予定年月日			
工事 管理 者	住所・氏名		
	連絡場所		(電話)
	資格・免許等		
工事 施 行者	住所・氏名		
	主任技術者	住所氏名	
資格 免許等			
受付印			

様式第16（第14条関係）

建築制限等解除承認申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所
氏名

開発行為の工事完了の公告前に次のとおり 建築物を建築 したいので、都市計画法第37条第1号の規定により承認を申請します。 特定工作物を建設

開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
建築物を建築し、又は特定工作物を建設する敷地	位置		
	面積	m ²	
建築物又は特定工作物	位置		
	面積	建築（構築）面積	m ²
		延べ床面積	m ²
工事完了の公告前に建築し又は建設しようとする理由			
※ 承認年月日及び番号	年 月 日 第 号		
※ 条 件			
受付印	課 長	係 長	係

注 ※の欄は記入しないこと。

様式第17（第16条関係）

建築物特例許可申請書

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、市街化調整区域内における建築物の建築についての制限の特例許可を申請します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 鹿児島市長 殿 申請者 住所 氏名			
開発許可年月日及び番号	年 月 日	第	号
建築物の敷地の位置			
敷地面積	m ²	建築面積	m ²
	建築しようとする建築物	市長の定めた制限	
建ぺい率			
建築物の高さ			
壁面の位置			
その他			
建築物の用途			
制限外の建築物を建築しようとする理由			
備考			
※許可年月日及び番号	年 月 日	第	号
※許可に付した条件			
※手数料納入確認欄			
受付印	課長	係長	係

注

- 1 ※の欄は記入しないこと。
- 2 備考の欄には、建築物を建築することについて他の法令による許可、認可等を要する場合の手續の状況を記入すること。

様式第18（第17条関係）

予定建築物等以外の建築物等の建築等許可申請書

<p>都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、 〔建築物 特定工作物〕 の 〔新築（改廃、用途の変更） 新設（ 〔予定建築物 予定特定工作物〕 以外の の許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿児島市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名</p>			
開発許可年月日及び番号	年	月	日 第 号
工事完了公告年月日			
建築物又は特定工作物の敷地の位置			
開発許可を受けた際の予定建築物又は特定工作物の用途			
変更後の建築物又は特定工作物の用途			
変更の理由			
※許可年月日及び番号	年	月	日 第 号
※許可に付した条件			
※手数料納入確認欄			
受付印	課長	係長	係

注 ※の欄は記入しないこと。

様式第19（第19条関係）

地位承継届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

承継人 住所
氏名

都市計画法第44条の規定により、（開発・建築）許可に基づく地位を承継したので、都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

開発許可年月日及び番号		年 月 日 第 号						
被承継人	住 所							
	氏 名							
承 継 の 理 由								
承 継 年 月 日		年 月 日						
受付印 <table border="1" style="float: right; margin-top: 10px;"> <tr> <td>課 長</td> <td>係 長</td> <td>係</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td style="height: 30px;"></td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>			課 長	係 長	係			
課 長	係 長	係						

注 法人登記簿謄本、戸籍謄本、相続放棄受理証明書、遺産分割協議書等地位を承継したことを証する書類を添付すること。

様式第20（第20条関係）

開発行為承継承認申請書

都市計画法第45条の規定により、開発許可を受けた地位の承継の承認を申請します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 鹿児島市長 殿 <div style="text-align: right;">申請者 氏名 住所</div>			
開発許可年月日及び番号		年 月 日 第 号	
被承継人	住所		
	氏名		
権限取得年月日		年 月 日	
承継の理由			
※承継年月日及び番号		年 月 日 第 号	
※承継に付した条件			
※手数料納入確認欄			
受付印		課長	係長
		係	

注 ※の欄は記入しないこと。

様式第22（第22条関係）

開発行為又は建築に関する証明書交付申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住所
氏名

建築基準法第6条第1項の規定による確認を申請したいので、次のことについて、都市計画法の規定に適合している旨の証明をしてください。

建築物・特定工作物に関する事項	敷地の所在地			
	区 域	市街化区域・市街化調整区域	地域地区	
	開発許可等の年月日及び番号	開発許可 37条・41条 42条・43条 の許可	年 月 日 第 号 年 月 日 第 号	
	法第41条による制限の内容			
	建築（建設）計画の概要	開発行為	<input type="checkbox"/> 有（ m ² ） <input type="checkbox"/> 無	
用 途				
敷地面積		m ²		
工事の種別				
	建築（構築）面積	m ²		
そ の 他				
この計画は、都市計画法第29条・第37条・第41条・第42条・第43条の規定に適合していることを証明します。				
年 月 日				
鹿児島市長				

注 □印の欄は、該当事項に×印を付すこと。

2. 開発行為等関係様式

③開発許可その他様式（規則外参考様式）

都市計画法第32条の規定に基づく公共施設等の同意並びに帰属に関する協議等申出書

正・副

都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可申請に先立ち、都市計画法第32条の規定に基づく協議及び鹿児島市宅地開発に関する条例第4条に基づく事前協議を申し出ます。									
鹿児島市長 殿								年 月 日	
申請者 住 所 氏 名 電話番号									
設 計 者	住所 氏名			印			電話番号		
工 事 施 行 者	住所 氏名			印			電話番号		
開 発 区 域	鹿児島市			外 筆					
開 発 面 積	予定建築物等						計 画 戸 数	戸	
予 定 工 期	～						計 画 人 口	人	
鹿児島市に帰属 しようとする 公 共 施 設	道 路			公 園 ・ 緑 地		調 整 池			
	幅員(m)	延長(m)	面積(m ²)	箇 所 別	面積(m ²)	箇 所 別	面積(m ²)	容 積 (m ³)	
							計		
							河 川 ・ 水 路		
				計		種 別	寸法(内のり)	延長 (m)	
				消 火 栓	消 火 水 槽				
				箇 所	箇 所				
				計					
		計			上 水 道		下 水 道		
	道 路 敷 法 面		m ²						
	そ の 他								
鹿児島市に帰属 しようとする 公 益 施 設	種 別		面 積 (m ²)		種 別		面 積 (m ²)		
鹿児島市以外に 帰属しようとする 公 共 ・ 公 益 施 設	種 別	数 量	帰 属 先		種 別	数 量	帰 属 先		
その他必要事項									

委任状

住所

氏名

(TEL - -)

上記の者を私の代理人と定め、開発行為に係る次の行為を委任します。

1. 許可申請書の提出
2. 関係機関との協議
3. 許可通知書の受理
4. 検査済証の受理

地名・地番	鹿児島市
開発面積	m ²

年 月 日

住所

申請者

氏名

誓 約 書

鹿児島市長 殿

記

今般、私 _____ が鹿児島市 _____ に、
開発行為に関する許可による造成工事を行うに際し、工事中及び完了後も造成工事
による苦情や境界に関する紛争並びにその他諸問題等につきましては、私が責任を
もって処理し、関係官庁には一切ご迷惑をかけることを誓約致します。

年 月 日

住所

申請者

氏名

住所

設計者（代理人）

氏名

開 発 行 為 に 関 す る 協 議 の 一 覧 表

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

開 発 行 為 者 住 所
氏 名

都 市 計 画 法 第 3 2 条 の 規 定 に 基 づ き 、 下 記 事 項 に つ き 別 添 の と お り 同 意 協 議 を 得 ま し た 。

記

- 1 施行場所
- 2 面 積
- 3 開発目的
- 4 協議事項（公共施設）

種 別	管理者	同意年月日	用地の帰属者	同意年月日	摘 要
道 路					
水 路					
排水施設（下水道）					
公 園					
消 防 水 利 施 設					
給 水 施 設					
取 付 先 道 路					
取 付 先 水 路					
※ 教 育 施 設					
※ 電 気 施 設					
※ ガ ス 施 設					
※ 輸 送 施 設					

注 意 事 項

- 1 取付先道路は取付道路とちがいます。取付道路は道路の項で同時に扱います。
(令第25条第4号の道路)
- 2 ※の協議は、20ha以上の開発行為に関する事項です。

公共・公益施設管理予定者との協議書（A票）

（開発許可用）

担当課〔 〕

開 発 区 域	鹿児島市		〔開発面積	m ² 〕
公共・公益施設の名称				
設計者住所氏名	住 所			
	氏 名		TEL	
協 議 項 目	指 摘 事 項		協 議 結 果	
施 設 の 帰 属	1.鹿児島市 2.申請者 3.その他			
施設の帰属先が鹿児島市となる場合の手続等 （施設の帰属先が鹿児島市以外、あるいは指摘事項と異なった場合その理由をその他欄に記入して下さい。）				
費 用 の 負 担	1.全額申請者負担 2.別途協議			
設計に関すること				
そ の 他				
協 議 年 月 日 年 月 日	申 請 者	住 所 氏 名		
	協 議 担 当 課 担当（ ）	印		
	帰 属 予 定 者	印		

※ 協議成立後押印して下さい

公共・公益施設管理予定者との協議書（B票）

（開発許可用）

担当課〔 〕

開 発 区 域	鹿児島市		〔開発面積	m ² 〕
公共・公益施設の名称				
設計者住所氏名	住 所			
	氏 名		TEL	
協 議 項 目	指 摘 事 項		協 議 結 果	
設計に関すること				
そ の 他				

※ B票使用の時は割印をして下さい。

(開発許可用)

地盤調査等に関する確約書

鹿児島市長 殿

記

今般、私 _____ が鹿児島市 _____ で行う、
開発行為に関する工事につきましては、別紙理由により事前の地盤調査を行う
ことができません。

つきましては、擁壁工事に着手する前迄に地盤調査等を行い、当該許可申請
書の擁壁設計において必要となる地盤の許容応力度や設計に用いた諸定数を確
認し、市長に報告した上で施工するとともに、完了時には地質調査等の結果を
工事完了届出書に添付することを確約致します。

地盤調査等の結果、地盤改良や擁壁構造の変更が必要となる場合は、市長と
協議し、承認を得た上で工事施工するとともに、工事完了届出を行う前迄に変
更許可の手続きを行います。

年 月 日

申請者住所 _____

氏名 _____

設計者住所 _____

(代理人)

氏名 _____

工事施行者住所 _____

氏名 _____

※ 32条事前協議申出段階で工事施行者が未定の場合は、工事施行者の欄は未記入でもよいが、
開発許可申請書には3者連名で提出すること。

樹木の保存・表土の保全に関する計画書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住所

氏名

設計者 住所

氏名

開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	m ²
予定建築物の用途	
帰属公園等の有無	有 (面積 m ²) ・ 無

1. 「樹木の保存」について

開発区域内の保存対象樹木の有無	有 ・ 無
面積又は本数	m ² (本)
現況の説明	
保存対象樹木の土地利用上の措置	
保存できない場合の理由	
保存できない場合のその他の措置	

2. 「表土の保全」について

一次造成の有無	有 ・ 無
残存表土の有無	有 ・ 無
1m を超える切土又は盛土を行う土地の面積	
現況の説明	
表土の復元の措置 (表土が存在する場合)	
表土復元のその他の措置 (表土が存在しない場合)	

添付図面

- ・ 位置図、現況図 (現況写真を現況図に貼り付け)
- ・ 樹木調査図 (高さ 10m以上の樹木)
- ・ 樹林地調査図 (高さ 5m以上の樹木の集団)
- ・ 樹木保存計画図

(開発行為用)

開発行為変更協議申出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

開発者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

開発行為に関する工事（許可番号 年 月 日 指令土調開第 一 号）の変更
をしたいので協議を申し出ます。

1	変更に係る事項	
2	変更の内容	変更前
		変更後
3	変更理由	

備考 ・変更理由はできるだけ詳細に記入すること。
・変更に係る図面等を添付すること。

開 発 行 為 協 議 申 出 書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為に関する協議を申し出ます。

年 月 日

鹿児島市長 殿

開発者住所

氏名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 協議に付した条件		
※ 協 議 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 「開発区域に含まれる地域の名称」の欄は、区域が二以上にまたがる場合は、「代表地番外○筆」と記入し、詳細は別紙に記載する。
- 2 工事施行者が未定の場合は、「入札後に決定」と記載する。
- 3 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、協議に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記載すること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 5 ※印のある欄は記載しないこと。

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者住所
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事(協議番号 年 月 日 土調開協議第 号) が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
2 工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

(開発行為用)

開発行為許可申請書の取下書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

開発行為に関する工事の許可申請書を取り下げますので、次のとおり届け出ます。

1	申請年月日	年 月 日
2	開発区域に含まれる地域の名称	
3	取り下げの理由	
受付印		

2. 開発行為等関係様式

- ④市街化調整区域内の建築許可その他様式
(規則外参考様式)

(第43条第3項関係)

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書

都市計画法第43条第3項の規定により 〔建築物〕の〔新築〕の協議を申し出ます。 〔第一種特定工作物〕の〔改築〕 〔用途の変更〕 〔新設〕 年 月 日 鹿 児 島 市 長 殿 協議申出者住所 氏名 連絡先(担当者名)	
1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	鹿児島市 地 目 : 面 積 :
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第14号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 その他必要な事項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 一 号
※ 協 議 に 付 し た 条 件	
※ 協 議 番 号	年 月 日 協 議 第 一 号

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

委 任 状

住 所

氏 名

(TEL - -)

上記の者を私の代理人と定め、次の行為を委任します。

1. 私が建築する次の建築物に関する

都市計画法第43条第1項の建築許可申請に関する一切の件

敷地の地名地番	鹿児島市
主 要 用 途	
敷 地 面 積	m ²

年 月 日

建 築 主 住 所

氏 名

都市計画法第43条に基づく建築許可申請書
理 由 書

現 住 所				
ふ り が な 氏 名				
申 請 土 地	地 名 地 番	鹿児島市		
	地 積	m ² (実測面積 m ²)		
	地 目	宅地 田 畑 山林 原野 雑種地 その他 ()		
	使用に関する条件	所有権 借地権 その他 ()		
	権利取得証明	登記簿謄本 借地承諾書 その他 ()		
	権利取得年月日	年 月 日		
	農 地 転 用	農地法第 条 受付・許可 年 月 日		
申 請 建 物	用 途			
	構 造	階 数		
	建 築 面 積	m ²	延べ面積	m ²
建物を建築しようとする理由				
その他・参考事項				

都市計画法第43条に基づく建築許可申請書
業 務 内 容 説 明 書

申 請 者	住 所 又は所在地 および名称				
	ふりがな 役職・氏名				
	業 種		従業員数	名	
申 請 内 容	申請地で行う 業務の内容	取扱品目 数 量			
		作 業 形 態		従業員数	名
		年間予想生産高	年 万円 (月平均 万円)		
	建築物の内容	用 途			
		構 造		階 数	
		建築面積	m ²	延べ面積	m ²
		店舗・事業所 部分の規模 (延べ面積)	m ²	店舗・事業所 部分の占める 割 合	%
	資格免許等	(資格免許等の写し提出)			
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
申 請 理 由 (別紙でも可)	<div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px dotted black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>				

建築許可申請書取下届

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住所

氏名

さきに、提出した建築許可申請書を取り下げたいので、届けます。

1. 申請書受付年月日 年 月 日

2. 申請書受付番号 第 一 号

3. 敷地の地名地番 鹿児島市

4. 建築物の用途

5. 取り下げた理由

建築許可取りやめ届

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住所

氏名

さきに、許可を受けました次の建築物等は、工事を取りやめましたので、通知書を添えて届けます。

1. 許可年月日 年 月 日

2. 許可番号 第 一 号

3. 敷地の地名地番 鹿児島市

4. 地 目

5. 敷地面積 m²

6. 取りやめた理由

2. 開発行為等関係様式

⑤市街化調整区域における開発行為等に関する 事務処理要領

様式第1（第3条関係）

市街化調整区域における開発行為等に関する事前協議申出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

協議申出者
(建築主) 住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)

電話番号() -

代理人 住所(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)

電話番号() -

建築基準法 第6条第1項・第18条第2項の規定に基づき 確認・計画通知 を申請したいので、次の計画について都市計画法に関する事前協議を申し出ます。

敷地の地名地番	鹿児島市		
区 域	市街化調整区域	主要用途	
申請部分の用途		構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・その他()
工 事 の 種 別	新築・増築・改築・移転・用途変更・その他()		
敷 地 面 積	m ²	建 築 面 積	m ²
延 べ 面 積	m ² (うち新增改築部分		m ² 既設部分 m ²)
変更に関する 事 項	変 更 部 分	変 更 前	変 更 後
そ の 他		※ 該当要件	

※ 事前協議済書

この計画は、都市計画法の上記該当要件に関する規定に適合していることを認めます。

様

第(協議) 号
年 月 日

鹿児島市長 印

- 注1 2部提出すること。
2 ※印の項は、記入しないこと。

参 考

委 任 状

住 所

氏 名

(TEL - -)

上記の者を私の代理人と定め、次の行為を委任します。

1. 私が建築（築造）する次の建築物（工作物）に関する

「市街化調整区域における開発行為等に関する事前協議申出書」

申請に関する一切の件

敷地（開発区域） の 地 名 地 番	鹿児島市
主 要 用 途	
敷 地 面 積	m ²

年 月 日

建 築 主（築造主） 住 所

氏 名

3. 宅地造成工事関係様式

①宅地造成等規制法施行規則

様式第二（正）

宅地造成に関する工事の許可申請書

宅地造成等規制法第8条第1項の規定による許可を申請します。				※ 手数料欄	
年 月 日					
鹿児島市長 殿					
申請者 住所 氏名					
1 造成主住所氏名					
2 設計者住所氏名					
3 工事施行者住所氏名					
4 宅地の所在及び地番		鹿児島市			
5 宅地の面積		平方メートル			
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積		平方メートル		
	ロ 切土又は盛土の土量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
				m	m
				m	m
	ニ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				cm	m
				cm	m
			cm	m	
ホ 崖面の保護の方法					
ヘ 工事中の危害防止のための措置					
ト その他の措置					
チ 工事着手予定年月日		年 月 日			
リ 工事完了予定年月日		年 月 日			
ヌ 工程の概要					
7 その他必要な事項					
※ 許可にあたって付した条件					

注 ※の欄は記入しないこと。

様式第三

宅地造成に関する工事の完了検査申請書

宅地造成等規制法第13条第1項の規定による検査を申請します。

年 月 日

鹿児島市長 殿

造成主 住所
氏名

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在 及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備 考	

様式第五

年 月 日

届 出 書

鹿児島市長 殿

造成主 住所
氏名

宅地造成等規制法第15条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事をしている土地の所在及び地番	鹿児島市
2 工事をしている土地の面積	平方メートル
3 工事着手年月日	年 月 日
4 工事完了年月日	年 月 日
5 工事の進捗状況	

様式第六

年 月 日

届 出 書

鹿児島市長 殿

造成主 住所
氏名

宅地造成等規制法第15条第2項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の所在及び地番	鹿児島市
2 行おうとする工事の種類及び内容	
3 工事着手年月日	年 月 日
4 工事完了年月日	年 月 日

様式第七

年 月 日

届 出 書

鹿児島市長 殿

造成主 住所
氏名

宅地造成等規制法第15条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在及び地番	鹿児島市
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

3. 宅地造成工事関係様式

②鹿児島市宅地造成等規制法施行細則

様式第4 (第5条関係)

年 月 日					
鹿 児 島 市 長 殿					
申請者 住所 氏名					
宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 協 議 申 出 書 宅地造成等規制法第11条の規定により協議を申し出ます。					
1	造成主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	宅地の所在及び地番	鹿児島市			
5	宅地の面積	平方メートル			
6 工 事 の 概 要	ア 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
	イ 切土又は盛土の土量	切 土	立方メートル		
		盛 土	立方メートル		
	ウ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
				m	m
				m	m
	エ 排 水 施 設	番 号	種 類	内のり寸法	延 長
				cm	m
				cm	m
			cm	m	
オ	がけ面の保護の方法				
カ	工事中の危害防止のための措置				
キ	その他の措置				
ク	工事着手予定年月日	年 月 日			
ケ	工事完了予定年月日	年 月 日			
コ	工程の概要				
7	その他必要な事項				
※	許可にあたって付した条件				

注 ※の欄は記入しないこと。

様式第5（第6条関係）

宅 地 造 成 工 事 着 手 届

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成工事に着手したいので、鹿児島市宅地造成等規制法施行細則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	許可年月日及び番号	年 月 日	第	号	
2	宅地造成位置及び地番				
3	工事着手年月日	年 月 日			
4	完了予定年月日	年 月 日			
5 工 事 監 理 者	住 所 氏 名				
	連 絡 場 所	(電話)			
	資 格 免 許 等				
6 工 事 施 行 者	住 所 氏 名				
	連 絡 場 所	(電話)			
	主任 技術 者	住 所 氏 名			
		資 格 免 許 等			
受付印					
		課 長	係 長	係	

様式第6（第7条関係）

年 月 日								
鹿 児 島 市 長 殿								
造成主 住所 氏名								
宅 地 造 成 工 事 廃 止 届								
工事を廃止したので届け出ます。								
廃止の理由								
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号							
受付印								
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">課 長</td> <td style="padding: 5px;">係 長</td> <td style="padding: 5px;">係</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td style="height: 30px;"></td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>			課 長	係 長	係			
課 長	係 長	係						

様式第7（第8条関係）

宅 地 造 成 工 事 一 部 完 了 検 査 申 請 書

鹿児島市宅地造成等規制法施行細則第8条第2項の規定による検査を申請します。

年 月 日

鹿児島市長殿

造成主 住所
氏名

1 工事一部完了年月日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工事をした土地の所在 及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 工事一部完了地の面積	平方メートル
7 工事一部完了検査を必 要とする理由	
8 工事完了箇所図	別添のとおり
9 備 考	

様式9（第9条関係）

年 月 日								
鹿児島市長 殿								
造成主 住所 氏名								
届 出 工 事 変 更 届 書								
次のとおり届出工事を変更したので届け出ます。								
	変 更 前	変 更 後						
1 工事をしている土地の 所 在 及 び 地 番								
2 工事をしている 土 地 の 面 積	平方メートル	平方メートル						
3 工事着手年月日	年 月 日	年 月 日						
4 工事完了予定年月日	年 月 日	年 月 日						
5 工事の進ちょく状況								
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	第 号						
受付印								
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">課 長</td> <td style="padding: 5px;">係 長</td> <td style="padding: 5px;">係</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>			課 長	係 長	係			
課 長	係 長	係						

様式第10（第14条関係）

許 可 申 請 手 数 料 減 免 申 請 書

鹿児島市宅地造成等規制法施行細則第14条第2項の規定により、下記のとおり許可申請手数料を減免して下さるよう関係書類を添えて申請します。

年 月 日

鹿 児 島 市 長 殿

造成主 住所

氏名

記

1 宅地の所在及び地番	
2 宅 地 の 面 積	平方メートル
3 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル
4 減免を受けようとする理由	
5 条例に規定する手数料額	円
6 そ の 他	
※ 減 免 金 額	円

受付印

課 長	係 長	係

注

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 関係書類として、り災証明書等を添付すること。

3. 宅地造成工事関係様式

③宅造許可その他様式（規則外参考様式）

宅地造成工事施行同意書（土地の権利者用）

申請者 住所
氏名

私が権利を有する次の物件について、上記の者が宅地造成工事を行うことに同意します。

所在地 及び地番	地目	面積 (㎡)	権利の種別	同意 年月日	権利者の住所氏名	印	備考

注

- 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

宅地造成工事施行同意書（建築物その他の工作物の権利者用）

申請者 住所
氏名

私が権利を有する次の物件について、上記の者が宅地造成工事を行うことに同意します。

所在地 及び地番	工作物 の種類	工作物の 形状及び 敷地面積	権利の 種別	同意 年月日	権利者の住所氏名	印	備考

注

- 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

宅地造成区域内権利者一覧表（土地の権利者用）

所在地 及び地番	地目	面積 (㎡)	権利の種別	権利者の住所氏名	同意の 有 無	備 考

注

- 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

宅地造成区域内権利者一覧表（建築物その他の工作物の権利者用）

所在地 及び地番	工作物 の種類	工作物の形 状及び敷地 面積	権利の種別	権利者の住所氏名	同意の 有 無	備 考

注

- 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

(宅造許可用)

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

鹿児島市長 殿

設計者 住所
氏名

年 月 日生

宅地造成等規制法第9条第2項に規定する設計資格について、次のとおり申告します。

宅地造成等規制法施行令第16条の講ずべきものとされる措置		<input type="checkbox"/> 高さが5mを超える擁壁の設置 <input type="checkbox"/> 切土又は盛土をする土地の面積が1500㎡を超える土地の排水施設			
宅地造成等規制法施行令第17条の該当資格		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 1 2 3 4 5			
学歴	学校名	学部学科名	卒業(中退)年月日	修業年限	
			卒業 年 月 日 中退	年 箇月	
建に築よする法資格等	資格内容		取得年月日	登録又は合格番号	
	<input type="checkbox"/> 技術士(部門) <input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> その他				
実務経歴	勤務先	職務内容	在職期間		
			年 月 ~ 年 月 (年 月)		
			年 月 ~ 年 月 (年 月)		
			年 月 ~ 年 月 (年 月)		
			年 月 ~ 年 月 (年 月)		
設計経歴	事業主体	工事施行者	施行場所	面積	許可年月日及び番号

注

- 1 印のある欄は、該当事項のに×印を付け、該当資格の欄は該当事項を○で囲むこと。
- 2 学歴欄は、設計資格に関係のある最終学歴を記入すること。
- 3 実務経歴及び設計経歴欄は、宅地開発に関係のあるもののみを記入し、設計経歴欄に記入した工事については、当該工事の設計を申告者が行ったことを証する事業主体発行の証明書を添付すること。
- 4 建築士法等による資格の証明書、卒業証明書等を添付すること。

誓 約 書

鹿児島市長 殿

記

今般、私_____が鹿児島市_____に、
_____を目的とした宅地造成の許可による造成工事を行う
に際し、工事中及び完了後も造成工事による苦情や境界に関する紛争並びにその他
諸問題等につきましては、私が責任をもって処理し、関係官庁には一切ご迷惑をか
けないことを誓約致します。

年 月 日

住所

申請者

氏名

住所

設計者（代理人）

氏名

(宅造許可用)

協 議 書

担当課〔 〕

宅地造成区域	〔宅地造成面積 m ² 〕	
設計者 住所 氏名	住所 氏名	TEL
協 議 事 項	指 摘 事 項	協 議 結 果
設計に関すること		
そ の 他		
協 議 年 月 日	申 請 者	住所 氏名
年 月 日	協 議 担 当 課 担当 ()	印

※ 協議成立後 押印して下さい。

(宅造許可用)

地盤調査等に関する確約書

鹿児島市長 殿

記

今般、私 _____ が鹿児島市 _____ で行う、宅地造成に関する工事につきましては、**別紙理由**により事前の地盤調査を行うことができません。

つきましては、**擁壁工事に着手する前迄に地盤調査等を行い**、当該許可申請書の擁壁設計において**必要となる地盤の許容応力度や設計に用いた諸定数を確認し、市長に報告した上で施工**するとともに、完了時には地質調査等の結果を完了検査申請書に添付することを確約致します。

地盤調査等の結果、地盤改良や擁壁構造の変更が必要となる場合は、**市長と協議し、承認を得た上で工事施工**するとともに、完了検査申請を行う前迄に**変更許可の手続き**を行います。

年 月 日

申請者住所 _____

氏名 _____

設計者住所 _____

(代理人)

氏名 _____

工事施行者住所 _____

氏名 _____

※ 宅造許可申請段階で工事施行者が未定の場合は、工事施行者の欄は未記入でもよいが、工事着手届の提出時に工事施行者の確約書も提出すること。

宅地造成に関する工事の変更許可申請書

宅地造成等規制法第12条第1項の規定による許可を申請します。				※ 手数料欄	
年 月 日					
鹿児島市長 殿					
申請者 住所 氏名					
1 造成主住所氏名					
2 設計者住所氏名					
3 工事施行者住所氏名					
4 宅地の所在及び地番		鹿児島市			
5 宅地の面積		平方メートル			
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積		平方メートル		
	ロ 切土又は盛土の土量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ハ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
				m	m
				m	m
	ニ 排 水 施 設	番 号	種 類	内のり寸法	延 長
				cm	m
				cm	m
			cm	m	
ホ がけ面の保護の方法					
ヘ 工事中の危害防止のための措置					
ト その他の措置					
チ 工事着手予定年月日		年 月 日			
リ 工事完了予定年月日		年 月 日			
ヌ 工程の概要					
7 その他必要な事項					
※ 許可にあたって付した条件					

注 ※の欄は記入しないこと。

宅地造成工事に関する変更届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

住所
届出者
氏名

宅地造成等規制法第12条第2項の規定に基づき、宅地造成に関する工事の変更について、次のとおり届け出ます。

1 変更に係る事項		
2 変更の内容	変更前	変更後
3 変更の理由		
4 許可年月日及び番号	年 月 日 指令土調宅第	号

宅地造成に関する工事の検査済証交付前の建築工事着工承認申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

造成主 住所
氏名

宅地造成等規制法第8条に基づき宅地造成工事の許可を受けた土地について、同法第12条第1項の工事完了検査及び第2項の検査済証交付前に次のとおり建築物を建築したいので承認を申請します。

許可年月日及び番号		年 月 日 指令土調宅第 号		
建築物を建築する敷地	位置			
	面積	m ²		
建築物	位置			
	面積	建築（構築）面積	m ²	
		延べ床面積	m ²	
検査済証交付前に建築しようとする理由				
※承認年月日及び番号		年 月 日 第 号		
※条 件				
受付印		課長	係長	係

- 注1 2部提出すること。
 2 工事工程表、手戻り工事の内容、防災上安全性が確保されると判断できる根拠等を添付すること。
 3 建築の確認済証の写し及び建築図面を添付すること。
 4 ※の欄は記入しないこと。

(宅地造成用)

宅地造成工事変更協議申出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

造成主 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

宅地造成に関する工事（許可番号 年 月 日 指令土調宅第 一 号）の変更
をしたいので協議を申し出ます。

1	変更に係る事項	
2	変更の内容	変更前
		変更後
3	変更理由	

備考 ・変更理由はできるだけ詳細に記入すること。
・変更に係る図面等を添付すること。

(宅地造成用)

宅地造成に関する工事の許可申請書の取下書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

宅地造成に関する工事の許可申請書を取り下げますので、次のとおり届け出ます。

1	申 請 年 月 日	年 月 日						
2	宅地の所在及び地番							
3	取り下げの理由							
受付印								
		<table border="1"><tr><td>課長</td><td>係長</td><td>係</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	課長	係長	係			
課長	係長	係						

4. 災害防止条例関係様式

- ①鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例施行規則

様式第1（第2条関係）

開発行為届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

次のとおり開発行為を行いますので、鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例第13条第1項の規定に基づき届け出ます。

1	開発区域に含まれる 土地の地名地番	鹿児島市
2	土地の所有者	
3	開発区域の面積	平方メートル
4	開発行為の目的	
5	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日
※	受付年月日	年 月 日
	受付番号	第 号

備考

- 1 次の図書を添付すること。
 - (1) 位置図
 - (2) 付近見取図
 - (3) 現況写真
 - (4) 現況図
 - (5) 開発区域の求積図
 - (6) 工程表
 - (7) 開発行為施行同意書（様式第2）
 - (8) 委任状（代理人が届出書を提出する場合に限る。）
- 2 この開発の概要を記載した標識は、開発行為の工事に着手しようとする日の2週間以上前の日までに設置すること。
- 3 ※欄は、記入しないこと。

開発行為施行同意書

届出者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

私が権利を有する次の物件について、上記の者が開発行為を行うことに同意します。

地名地番	地目	面積 (㎡)	権利の種別	同意 年月日	権利者の住所氏名	印	備考

備考

- 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

開発行為の標識

100センチメートル以上		
開 発 行 為 の 標 識		
開発行為の届出を行った者	住所	
	氏名	(電話)
工事施行者	住所	
	氏名	(電話)
開発行為に含まれる土地の地名地番		
開発行為の目的		
工事期間 年 月 日 ~ 年 月 日		
開発行為の届出年月日 年 月 日		

100センチメートル以上

備考

- 1 「開発行為の届出を行った者」及び「工事施行者」の欄は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 標識の材質は、耐水ベニヤ等耐水性のあるものとし、表面は白色とすること。
- 3 標識の下辺が地上からおおむね80センチメートルの高さになるように設置すること。

様式第4（第4条関係）

開発行為標識設置届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例第14条の規定に基づき、次のとおり開発行為の標識を設置しましたので届け出ます。

1	開発区域に含まれる 土地の地名地番	鹿児島市
2	開発区域の面積	平方メートル
3	開発行為の目的	
4	標識設置年月日	年 月 日
5	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日
6	開発行為の届出年月日	年 月 日
	開発行為の受付番号	第 号

備考 設置した標識の状況が分かる写真を添付すること。

開発行為変更届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

次のとおり開発行為の届出内容を変更しますので、鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例規則第5条の規定に基づき届け出ます。

1	開発区域に含まれる 土地の地名地番	鹿児島市
2	土地の所有者	
3	開発区域の面積	平方メートル
4	開発行為の目的	
5	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日
※	受付年月日	年 月 日
	受付番号	第 号

備考

- 1 該当する欄のみ記入すること。
- 2 次の図書を添付すること。（第1号から第7号までについては、変更に係るものに限る。）
 - (1) 位置図
 - (2) 付近見取図
 - (3) 現況写真
 - (4) 現況図
 - (5) 開発区域の求積図
 - (6) 工程表
 - (7) 開発行為施行同意書（様式第2）
 - (8) 委任状（代理人が届出書を提出する場合に限る。）
- 3 ※欄は、記入しないこと。

様式第6（第5条関係）

開発行為届出者地位承継届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

次のとおり開発行為の届出者の地位を承継したので、鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例規則第5条の規定に基づき届け出ます。

1	開発行為の届出日 年 月 日	年 月 日
2	被承継者	住所
		氏名
3	承継の理由	
4	承継年月日	年 月 日

備考 被承継人が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること

様式第7（第5条関係）

開発行為届出者等名義変更届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

次のとおり（届出者、工事施行者）の（住所、氏名）を変更した（に異動を生じた）ので、鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例規則第5条の規定に基づき届け出ます。

1	変 更 事 項	新	
		旧	
2	変 更 理 由		
3	開 発 行 為 の 届 出 日 年 月 日		年 月 日

備考

- 1 工事施行者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 工事施行者の異動の場合には、新旧両者の連名で届け出ること。

様式第8（第5条関係）

開発行為に係る軽微な変更届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例施行規則第5条の規定に基づき、次のとおり開発行為の軽微な変更をしたので届け出ます。

1	変更に係る事項	
2	変更の内容	変更前
		変更後
3	変更理由	
4	開発行為の届出日 年 月 日	年 月 日

備考 変更に係る事項を説明する図書を添付すること。

開発行為完了届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例第15条の規定に基づき、次のとおり開発行為が完了したので届け出ます。

1	開発区域に含まれる 土地の地名地番	鹿児島市
2	開発区域の面積	平方メートル
3	開発行為の目的	
4	工事完了年月日	年 月 日
5	工事施行者	住所 氏名
6	開発行為の届出年月日	年 月 日
	開発行為の受付番号	第 号

備考

- 1 工事施行者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 着工前及び完了時の状況が分かる写真を添付すること。

開発行為廃止届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例第15条の規定に基づき、次のとおり開発行為を廃止したので届け出ます。

1	廃止した開発行為の 届出年月日	年 月 日
2	廃止した開発行為の 受付年月日	第 号
3	開発行為を廃止した理由	

4. 災害防止条例関係様式

②災害防止条例届出その他様式（規則外参考様式）

関係機関との協議チェックリスト(災害防止条例用)

届出区域に関する協議	項 目	担 当 課	必要な手続	チェック欄			記入欄				
				協議した箇所	該当	手続きが必要	協議日	担当者	協議内容		
届出区域に関する協議	宅地造成工事規制区域	土地利用調整課									
	都市計画区域内	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域	都市計画課								
	都市計画区域外										
	地域地区	用途地域	第一種低層住居専用地域	都市計画課	用途地域における用途制限の確認 (建築基準法第48条)						
			第二種低層住居専用地域								
			第一種中高層住居専用地域								
			第二種中高層住居専用地域								
			第一種住居地域								
			第二種住居地域								
			準住居地域								
			近隣商業地域								
			商業地域			建築指導課					
			準工業地域								
	工業専用地域										
	風致地区	都市計画課	風致地区内における建築等の規制に関する条例(第2条)								
	都市計画施設(都市計画法)	道 路	都市計画課 街路整備課	建築の許可(法第53条)							
	立地適正化計画(都市再生特別措置法)		都市計画課	居住誘導区域外での住宅開発等に関する届出 都市機能誘導区域外での誘導施設の整備に関する届出 (法第88条、第108条)							
	土地区画整理事業区域内及び隣接地(土地区画整理法)		区画整理課	区域内における建築行為等の許可(法第76条)							
	都市景観区域(景観法)		都市景観課	一定規模以上の建築物の建築等の届け出(法第16条)							
	土壌汚染対策(土壌汚染対策法)		環境保全課	一定規模以上の形質変更の届出(法第4条)							
災害危険地域	急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法)		区域内の行為許可(法第7条)								
	砂防指定地の区域(砂防法)	地域振興局建設総務課	指定地内の行為許可(法第4条)								
	地すべり防止区域(郡山地域)(地すべり等防止法)		区域内の行為許可(法第18条)								
	土砂災害警戒区域等(土砂災害防止法)	県砂防課	特定開発許可(法第10条)								
自然公園地域(桜島地域)(自然公園法)		県自然保護課	自然公園内の行為許可(法第17条等)								
農業地域	農 地(農地法)		農業委員会	農地転用及び権利移動の許可(法第4条、第5条)							
	農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律)		農政総務課	農業地区域の解除(法第7条)							
森林地域	保安林(森林法)		地域振興局林務水産課	保安林解除(法第26条、第26条の2)							
	地域森林計画内の民有林(森林法)		生産流通課	1ha以上林地開発の許可(法第10条の2) 1ha未満伐採届(法第10条の8)							
	埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法)		教育委員会文化課	土木工事等のための発掘に関する届出(法第57条の2)							
土地取引	国土利用計画法に基づく届出		土地利用調整課	一団の土地の面積が下記以上の場合 ①市街化区域内 ⇒ 2,000㎡ ②上記以外の都市計画区域内 ⇒ 5,000㎡ ③その他の区域 ⇒ 10,000㎡							
	大規模取引等事前指導要綱 鹿児島県土地利用対策要綱		県地域政策課	・一団の土地の面積が、10,000㎡以上の場合、検討の必要有							
計画に関する協議	道 路		道路管理者(道路管理課・谷山建設課・各建設事務所等)								
	公 園		公園緑化課								
	河 川		河川港湾課								
	上 水 道		水道局水道整備課								
	公共下水道(汚水)		水道局下水道建設課								
	公共下水道(雨水)		水道局雨水整備室								
	簡易水道		環境衛生課・簡易水道組合								
	消 防 水 利		消防局警防課								
	予定建築物・接道・位置指定道路・浄化槽		建築指導課								
	環境保全(騒音・振動等)		環境保全課								
	ごみ処理		清掃事務所・南部清掃工場								
	都市計画施設(道路等)		都市計画課・街路整備課								
	調整池協議		県河川課・市河川港湾課								
	交差点協議		県公安委員会交通規制課								
	法定外公共物(里道・水路)		道路管理課・谷山建設課・農地整備課・谷山農林課・各建設事務所								
国有林		林野庁									
道路トンネル		道路管理者									
新幹線トンネル		鉄道建設・運輸施設整備支援機構									
その他											

※届出地が法令に基づく区域に該当していないか、事前に関係機関と協議してください。
 ※協議を行った場合、該当区域内でなくても、「協議した箇所」にチェックを入れてください。
 ※手続きが必要とは、許可、認可、承認、届出等が必要な場合です。その際は、必要な内容を明記してください。
 ※その他関係機関と協議を行った場合は、その他の欄に適宜記入をお願いします。

開発行為工事着手届

年 月 日

鹿児島市長 殿

届出者 住所（法人の場合にあっては所在地）

氏名（法人の場合にあっては名称及び代表者の氏名）

鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例に基づき届出を行った次の開発行為の工事に着手しますので届け出ます。

1	開発区域に含まれる 土地の地名地番	鹿児島市	
2	開発区域の面積	平方メートル	
3	開発行為の目的		
4	工事施行者	住所	
		氏名 (現場担当者名) (電話)	
5	工事着手年月日	年 月 日	
	工事完了予定年月日	年 月 日	
6	開発行為の届出年月日	年 月 日	
	開発行為の受付番号	第	号

(災害防止条例届出用)

年 月 日

鹿児島市長 殿

開発行為の事前説明に関する報告書

鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例に基づき開発行為の届出を行うに際し、周辺住民等への説明について、下記のとおり報告します。

報告者 住所
氏名
電話

記

- 1 開発行為の概要
 - (1) 開発行為届出者
 - (2) 開発区域の土地の地名地番
- 2 事前説明の内容
 - (1) 周辺住民等への説明
 - ア 説明実施状況 別紙一覧表のとおり
 - イ 説明資料

注 報告者は、開発行為の届出者のほか、届出者から委任を受けた代理人とします。

別紙

(災害防止条例届出用)

説明実施状況一覧表

No.	土地の所在	現住所	氏名	土地所有地・居住者 周辺住民の別	説明日時	説明方法及び説明 を行った図書等	備考
				所居周	・		
				所居周	・		
				所居周	・		
				所居周	・		
				所居周	・		
				所居周	・		
				所居周	・		
				所居周	・		
				所居周	・		
				所居周	・		
				所居周	・		
				所居周	・		
				所居周	・		
				所居周	・		
				所居周	・		

注

- 1 「土地所有者」とは隣接地の所有者をいい、「居住者」とは隣接地の居住者をいい、「周辺住民」とは土地所有者及び居住者以外の住民をいう。
- 2 「説明方法」は、個別訪問、説明会、郵送等説明を行った方法を記入してください。

5. 事前相談関係様式

①開発宅造・建築相談書

開 発 宅 造 ・ 建 築 相 談 書

No.

受 付 年 月 日	年 月 日 ()	時	分
相 談 者 住 所 ・ 氏 名	TEL		
関 係 者 住 所 ・ 氏 名	TEL		
相 談 地	※この欄には地名、『地番』及び『地目』を明記してください。		面 積
	鹿児島市		m ²
	該 当	区 域 区 分 等	許 可 を 要 す る 規 模
		市街化区域	1,000 m ² ≤
	都 市 計 画 区 域	市街化調整区域	全 て
	非線引き	3,000 m ² ≤	
	都 市 計 画 区 域 外	10,000 m ² ≤	内 ・ 外
相 談 事 項	行為の目的：		
	行為の規模：造成面積 <input style="width: 100px;" type="text"/> [m ²] 最大切土高 <input style="width: 100px;" type="text"/> [m] 最大盛土高 <input style="width: 100px;" type="text"/> [m]		
留意事項（必ず読んでください。）			
<p>① 事前相談に対する回答は、現時点での回答であり、今後基準の見直しにより、回答内容に変更が生じる場合もあるので、早急に申請等の手続きを行わない場合は、再度相談を行うようにしてください。</p> <p>② 事前相談に対する回答の有効期限は、最大でも概ね6ヶ月程度としますので、相談後、期間が経過した場合は、再度相談を行うようにしてください。</p>			

- ※1 相 談 者 の 欄：当課へ来課された方の住所、氏名及び連絡先を記入
- ※2 関 係 者 の 欄：相談地の所有者、造成主等の住所、氏名及び連絡先を記入
- ※3 相 談 地 の 欄：地名、地番及び地目を記入（複数ある場合は、全て記入）
- ※4 面 積 の 欄：相談地（開発予定地）の実測面積を記入
- ※5 相 談 事 項 欄：目的（予定建築物の用途や規模等）、造成行為の規模（切土、盛土の高さ等）等を記入
- ※6 添 付 資 料：付近見取図（住宅地図等）、写真、登記簿謄本（閉鎖謄本）や字図の『写し』等
- ※7 添 付 図 面：平面図、断面図、求積図等

- 注 1) 平面図、断面図は現況と計画が一つの図面で分かるように作成
- 注 2) 平面図には、切土、盛土を行う範囲が分かる線を記入
- 注 3) 断面図は、切土、盛土の高さが最大となる部分は必ず作成
- 注 4) 求積図には、開発予定地全体の求積図と切土、盛土を行う範囲の求積図を作成
- 注 5) 具体的な建築計画がある場合は、配置図や建物平面図、立面図等を提出

- ※8 法第 34 条第 1 号の場合は、事業計画書や理由書等を提出し、審査基準の内容を図示してください
- ※9 相談を行う際は書類を『2部』作成し、1部は提出し、1部は相談者側で保管してください

《様式》は、市HP>環境・まちづくり> 建築> 宅地開発・市街化調整区域内の建築許可

> 開発許可・宅地造成許可・第 43 条許可・建築等災害防止条例関連届出等様式

6. 違反宅地開発取扱い事務処理 要領関係様式

①鹿児島市違反宅地開発取扱い事務処理要領

様式第1 (その1)

違反宅地開発報告書兼台帳		台帳番号	
違反場所	鹿児島市		
調査年月日	平成 年 月 日 ()	調査員	
発見方法	通報・投書・相談・パトロール・その他 ()		
違反概要			
違反法令条項	法第 条第 項	法第 条第 項	
宅地開発事業の 目的・規模			
許可の有無	有 (年 月 日 第 号) ・ 無		
建築物の概要	用途		構造
	建築面積	m ²	規模
	延べ面積	m ²	階建て
区域区分	市街化区域・市街化調整区域・未線引き区域・都市計画区域外		
	用途地域	宅地造成工事規制区域 内・外	
	他法令の指定区域 ()		
工事進捗状況	既完了・未完了 (着工時期 平成 年 月) (進捗率 %)		
事業主 住所・氏名			
土地所有者 住所・氏名			
工事施行者 住所・氏名			
工事監理者 住所・氏名			
設計者 住所・氏名			

様式第1 (その3)

位置図・付近見取り図

現場状況略図

土 調 第 号
年 月 日

様

鹿児島市長 印
(土地利用調整課扱い)

通 知 書

あなたが、鹿児島市 において行っている
行為について事情を伺いたいので、下記のとおり来庁してください。

また、指定の日時に来庁できない場合は、必ず事前に連絡してください。

なお、この指示に従わない場合は 法第 条第 項の
規定に基づく監督処分等の措置を行うこともあります。

記

- 1 日 時： 年 月 日 () 午前・午後 時 分
- 2 場 所：鹿児島市
- 3 同伴者：
- 4 持参する図書等：

様式第3

事 情 聴 取 調 書	
聴取年月日	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
被聴取者	住所 TEL 氏名
聴 取 者	土地利用調整課 ()
聴取場所	
違反場所	鹿児島市
違反内容	法令違反条項 法第 条第 項 法第 条第 項 許可の有無 有 ・ 無 許可番号 () 違反内容
聴取内容	1. 違反場所の確認
	2. 許可等手続の有無の確認
	3. 区域・区分
	4. 建築物の有無 有 (棟 用途 延べ面積 m ²) ・ 無
	5. 概要

様式第 4

年 月 日

鹿児島市長 様

顛 末 書

住所
氏名

(署名又は記名押印)

鹿児島市長 様

住所

氏名

(署名又は記名押印)

是 正 計 画 書

下記の違反について、是正計画書を提出し是正します。

また、是正が完了した場合は、速やかに是正完了報告書を提出します。

記

1 違反場所	鹿児島市
2 違反内容	
3 是正内容 是正方法	
4 是正工程	
5 是正期限	年 月 日
6 その他	別図の有無 有 (枚) ・ 無

土 調 第 号
年 月 日

様

鹿児島市長 印
(土地利用調整課扱い)

勸告書

あなたが、鹿児島市 において行っている
(開発行為・建築・宅地造成)は 法第 条第 項の規定
に違反しているので、速やかに下記のとおり是正するよう勸告します。

記

1 違反内容	
2 是正内容	

土 調 第 号
年 月 日

様

鹿児島市長 印
(土地利用調整課扱い)

指 示 書

年 月 日付け土調第 号の勧告書により指示した件
について、未だ是正がなされておられません。

ここに、上記指示書に従い、速やかに是正を行うよう指示します。

なお、この指示に従わない場合は、 法第 条第 項の
規定に基づく監督処分等の措置を行うこととなります。

鹿児島市長 様

住所
氏名

(署名又は記名押印)

是 正 完 了 報 告 書

下記の違反については、是正が完了したので報告します。

記

1 違反場所	鹿児島市
2 違反内容	
3 是正内容 是正方法	
4 是正工程	
5 是正完了日	年 月 日
6 その他	

土 調 第 号
年 月 日

様

鹿児島市長 印
(土地利用調整課扱い)

是 正 完 了 通 知 書

あなたの鹿児島市 における
(開発行為・建築・造成行為)の違反行為については、是正が完了したことを確認したので通知します。

7. 国土利用計画法関係様式

① 国土利用計画法施行規則

土地売買等届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

権利取得者(譲受人)

住所 〒

氏名

(担当者)

電話

市町村名※				
区分※	所・地・貸・他	単	・	団
受理番号※	年	月	日	第 号
処理番号※	年	月	日	第 号

譲受人業種	1	不動産業
	2	建設業
	3	金融業
	4	製造業
	5	商運業
	6	運輸業
	7	その他

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する所有権（地上権・賃借権・その他）の移転（設定）をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方等に関する事項	契約の相手方（譲渡人）の住所				氏 名				契約締結年月日 年 月 日										
	所 在				地 目				面 積										
土地に関する事項	登記簿		住居表示		登記簿		現況		登記簿(㎡)		実測(㎡)								
	町又は字		地番																
	1																		
	2																		
3																			
計		計		計		計		計		計									
利用の現況	届出に係る権利以外の権利																		
	所有権						所有権以外の権利												
	所有者の住所		所有者の氏名		種別		内容		権利者の住所		権利者の氏名								
1																			
2																			
3																			
工場地作りに関する事項	番号	種類	概要	移転又は設定に係る権利								※							
				移転又は設定に係る権利				所有権以外の権利											
				種別		内容		所有者の住所		所有者の氏名		種別		内容		権利者の住所		権利者の氏名	
1																			
2																			
3																			
土地に関する事項	番号	移転又は設定の態様				地上権又は賃借権の場合				特記事項									
		存続期間		残存期間		堅固・非堅固の別		地代(年額・円)											
		1																	
2																			
3																			
対価の額等に関する事項	番号	土地に関する対価の額等								工作物等に関する対価の額等									
		地目(現況)		面積(㎡)				単価(円/㎡)		対価の額(円)				種類		対価の額(円)			
				百万 千 ㎡				百万 千 円								十億 百万 千 円			
		1																	
2																			
3																			
実測清算	有・無	計(a)				平均((b)÷(a))				計(b)				計					
		百万 千 ㎡				百万 千 円				十億 百万 千 円				十億 百万 千 円					
土地の利用目的等に関する事項	用途等												※						
	利用目的												利用の現況の変更						
	利用目的に係る土地の所在						利用目的に係る土地の面積						有・無						
利用計画の概要	人工面率		%		計画人口		人												
	その他																		
その他参考となるべき事項																			

8. 公有地の拡大の推進に関する 法律関係様式

① 公有地の拡大の推進に関する法律施行規則

土地有償譲渡届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

譲り渡そうとする者	住所	
	氏名	

公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記により、届け出ます。

記

1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住所	
	氏名	

2 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積 m ²	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積 m ²	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所

4 譲渡予定価額に関する事項

	土地	建築物その他の工作物	合計
譲渡予定価額	円	円	円

5 その他参考となるべき事項

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その状況を記載すること。
- 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 当該土地が法第4条第1項第1号から第5号までのいずれに該当するかが明らかな場合には、「その他参考となるべき事項」の項にその内容を記載すること。

土地買取希望申出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申出をする者	住所	
	氏名	

公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、下記により、申し出ます。

記

1 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
		m ²			

2 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m ²				

3 買取希望価額

	土地	建築物その他の工作物	合計
譲渡予定価額	円	円	円

4 その他参考となるべき事項

備考

- 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その状況を記載すること。
- 「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 申出をする者、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第5章 市制定の条例・規則

- 第1節 法令を補足するために市で定めた規則
- 第2節 市で定めた条例及びその規則
- 第3節 その他関係要綱等

第1節 法令を補足するために市で定めた規則

1-1 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則

○都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則

平成8年3月29日
規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)に基づく開発行為等の規制に関し、法、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設計説明書)

第2条 省令第16条第2項の設計説明書は、設計説明書(様式第1)による。

2 前項の設計説明書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 実測図に基づく公共施設の新旧対照図で縮尺500分の1以上のもの
- (2) 従前の公共施設の管理者等一覧表(様式第2)
- (3) 新たに設置される公共施設の管理者等一覧表(様式第3)
- (4) 付替えに係る公共施設の新旧一覧表(様式第4)
- (5) その他市長が必要と認める図書

(設計図の添付図書)

第3条 開発区域の面積が1ヘクタールを超える場合には、省令第16条第2項の設計図(以下「設計図」という。)に、工事の工程計画表及び次の表に掲げる図面を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
求積図	開発区域の全域並びに従前の公共施設用地、新設の公共施設用地、公益的施設用地、住宅用地及びその他の用地別の面積	1,000分の1以上	開発区域界に閉トラバースを設定し、各用地ごとに三斜法によって作成すること。
移動土工計画図	移動土量及びその移動系路	1,000分の1以上	開発区域内外にわたる搬入及び搬出を含めること。
道路標準横断面図	道路の幅員構成及び構造並びに主要な地下埋設物及び路上工作物の占用位置	50分の1以上	各幅員ごとに標準断面を適宜選定して作成すること。
排水流末断面図	下水放流先河川等の名称並びにその高水位及び平均水位	50分の1以上	各放流箇所ごとに作成すること。
調整池構造図	高水位、容量及び水量調節装置	50分の1以上	各調整池ごとに作成すること。
工事中の防災施設平面図	流水方向及び排水区域並びに仮排水路、仮えん堤、遊水池、沈砂池、柵工、地下排水溝、のり面保護工等の防災施設の位置及び工区	1,000分の1以上	
工事中の防災施	仮排水路、仮えん堤、遊水池、沈砂	50分の1以上	

設構造図	池、柵工、地下排水溝、のり面保護工等の防災施設の構造		
------	----------------------------	--	--

2 設計図及び前項の図面には、必要に応じ計算書を添付しなければならない。

(資金計画書の添付図書)

第4条 省令第16条第5項の資金計画書には、工事費内訳書(様式第5)及び附帯工事費内訳書(様式第6)を添付しなければならない。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第5条 法第29条第1項の許可を受けようとする者は、開発行為許可申請書に、省令第17条に定めるもののほか、次に掲げる図書(主として、自己の居住の用に供する住宅若しくは住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為にあっては、第1号、第2号及び第5号に掲げる図書)を添付しなければならない。

- (1) 開発区域の土地の登記簿謄本
- (2) 開発区域に係る不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条の地図の写し
- (3) 法第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用に関する申告書(様式第7)
- (4) 法第33条第1項第13号に規定する工事施行者の能力に関する申告書(様式第8)
- (5) その他市長が必要と認める図書

(開発行為施行同意書)

第6条 省令第17条第1項第3号に規定する法第33条第1項第14号の相当数の同意を得たことを証する書類は、開発行為施行同意書(様式第9の1・様式第9の2)及び開発区域内権利者一覧表(様式第10の1・様式第10の2)による。

(設計者の資格を証する書類)

第7条 省令第17条第1項第4号に規定する設計者の資格を証する書類は、設計者の資格に関する申告書(様式第11)による。

(既存の権利者の届出)

第8条 法第34条第13号に規定する開発行為に係る届出をしようとする者は、既存の権利者の届出書(様式第12)を市長に提出しなければならない。

(開発行為の変更許可申請書等)

第9条 法第35条の2第2項に規定する申請書は、開発行為変更許可申請書(様式第13)による。

2 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発行為変更届出書(様式第14)による。

(工事着手届)

第10条 法第29条第1項の規定による開発行為の許可(以下「開発許可」という。)を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手しようとするときは、速やかに工事着手届(様式第15)を市長に提出しなければならない。

(工事施行状況の報告等)

第11条 市長は、開発行為に関する工事について、必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる工事区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる工程の全部又は一部を指定し、工事施行者に対して、あらかじめ、その指定した工程に達する旨を届け出させることができる。

工事区分	工程
擁壁工事 (高さが3メートル以下のものを除く。)	(1) 根切りの完了 (2) 基礎配筋の完了 (3) 壁配筋の完了 (4) 練積み造擁壁の前面地盤の高さまでの築造 (5) 練積み造擁壁の下端から3分の1の高さまでの築造

	(6) その他市長が必要と認める工程
盛土工事	(1) 地下排水溝の敷設 (2) 軟弱な地盤改良等の工事 (3) 急傾斜面の段切り (4) その他市長が必要と認める工程
排水施設工事	(1) 主要な暗きよの敷設 (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎工事 (3) その他市長が必要と認める工程
道路工事	(1) 舗装工事の開始 (2) その他市長が必要と認める工程
調整池工事	(1) 根切りの完了 (2) 底版の配筋の完了 (3) 床版の配筋の完了 (4) その他市長が必要と認める工程
その他市長が指定する工事	(1) 市長が必要と認める工程

2 前項の規定による届出があったときは、市長は、当該工事について中間検査を行うことができる。

3 工事施行者は、第1項の規定により指定された工程に達したときは、その都度工事部分の位置及び施行状況を撮影し、資料として整備しておかなければならない。

(工事完了届出書の添付図書)

第12条 法第36条第1項の規定による届出は、省令第29条に規定する届出書（以下「工事完了届出書」という。）に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 土地利用計画図(縮尺500分の1以上のもの)
- (2) 工事の施工状況を確認することができる写真
- (3) その他市長が必要と認める図書

(工事完了公告の方法)

第13条 省令第31条に規定する工事の完了の公告は、鹿児島市公告式条例(昭和42年条例第2号)第7条において準用する同条例第2条第2項に定めるところにより行うものとする。

(建築制限等の解除の承認申請書)

第14条 法第37条第1号の規定による建築物の建築又は特定工作物の建設に係る制限の解除の承認を受けようとする者は、建築制限等解除承認申請書(様式第16)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 当該建築物又は特定工作物の敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示した付近見取図
- (2) 敷地の境界、当該建築物又は特定工作物の位置並びにがけ及び擁壁の位置を明示した敷地現況図で縮尺200分の1以上のもの
- (3) 当該建築物又は特定工作物の平面図及び立面図(正面図及び側面図)で縮尺200分の1以上のもの
- (4) その他市長が必要と認める図面

(工事の廃止の届出書の添付図書)

第15条 省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、開発許可を受けた工事に着手していないときは、第2号及び第3号に掲げる図書は添付することを要しない。

- (1) 当該工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した図書

- (2) 廃止時における当該土地の状況を記載した図書及び写真
- (3) 防災措置に関する図書
- (4) 開発行為(開発行為の変更)許可通知書
- (5) その他市長が必要と認める図書

(建築物の特例許可申請書)

第16条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書(様式第17)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 第14条第2項各号に掲げる図面
- (2) 当該建築物の断面図で縮尺200分の1以上のもの

(予定建築物等以外の建築物等の建築等の許可申請書)

第17条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築物等の建築等許可申請書(様式第18)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前条第2項各号に掲げる図面を添付しなければならない。

(建築物の新築等の許可申請書の添付図書)

第18条 法第43条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第34条第1項に規定する許可申請書に、同条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 土地の登記簿謄本
- (2) 不動産登記法第14条の地図の写し
- (3) 建築物の各階平面図(縮尺200分の1以上のもの)
- (4) 建築物の2面以上の立面図(縮尺200分の1以上のもの)
- (5) その他市長が必要と認める図書

(許可に基づく地位の承継の届出)

第19条 法第44条の規定により、開発許可又は法第43条第1項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、地位承継届出書(様式第19)に、当該許可に基づく地位を承継したことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 相続により地位を承継した場合は、被相続人を含む戸籍謄本、届出者が承継人であることを証する書類及び相続適格者全員の合意を証する書類
- (2) 合併により承継した場合は、合併後の法人の登記簿謄本
- (3) その他市長が必要と認める書類

(開発許可に基づく地位の承継承認申請書)

第20条 法第45条の規定により、市長の承認を受けようとする者は、開発行為承継承認申請書(様式第20)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類
- (2) 第2条第2項及び第3条に規定する添付図書のうち市長が必要と認める図書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(開発登録簿の調書)

第21条 省令第36条第1項の開発登録簿の調書は、開発登録簿調書(様式第21)による。

(証明書の交付申請書)

第22条 省令第60条の規定により開発行為又は建築に関する証明書の交付を求めようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書(様式第22)に、市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第23条 法、令、省令及びこの規則により市長に提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

付 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則(昭和46年鹿児島県規則第9号)の規定により作成された書類及び図面で現に使用しているものは、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成8年8月13日規則第99号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年5月18日規則第70号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年3月11日規則第4号)
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成19年9月26日規則第153号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に改正前の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則に規定する様式により作成された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に既に工事に着手した者に係る開発許可標識の掲示については、なお従前の例による。

付 則(平成19年10月29日規則第160号)
この規則は、平成19年11月30日から施行する。

付 則(令和3年3月31日規則第45号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(令和4年3月10日規則第17号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に改正前の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

1-2 鹿児島市宅地造成等規制法施行細則

○鹿児島市宅地造成等規制法施行細則

平成8年3月29日
規 則 第 6 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)の施行に関し、法、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「令」という。)、宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)及び鹿児島市手数料条例(平成12年条例第51号。以下「手数料条例」という。)に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

(試掘等の許可)

第2条 法第5条第1項の規定により試掘等の許可を受けようとする者は、試掘等許可申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第5条第1項の規定により試掘等を許可したときは、障害物の伐除及び土地の試掘等の許可証（様式第2）を申請人に交付するものとする。

（身分証明書）

第3条 法第6条第1項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する証明書の様式は、様式第3による。

（許可申請書の添付図書）

第4条 法第8条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第4条第1項の許可申請書に、同項の表に掲げる図面のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 宅地造成に関する工事を施行する土地（以下「土地」という。）の登記簿謄本
- (2) 土地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条の地図の写し
- (3) 土地又は土地にある建築物等について工事の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書
- (4) 土地の求積図
- (5) 排水の流量計算書
- (6) 防災計画平面図
- (7) 排水施設構造図
- (8) 現況写真
- (9) その他市長が必要と認める図書

（協議の申出書）

第5条 法第11条の規定による協議をしようとする国、都道府県又は中核市は、宅地造成に関する工事の協議申出書（様式第4）に、省令第4条第1項の表に掲げる図面及び前条各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（工事着手の届出）

第6条 造成主は、法第8条第1項の規定による許可に係る工事（法第11条の協議が成立した工事を含む。以下「許可工事」という。）に着手しようとするときは、速やかに、宅地造成工事着手届（様式第5）に、工程計画表を添えて市長に届け出なければならない。

（工事の廃止届）

第7条 造成主は、許可工事を廃止したときは、直ちに宅地造成工事廃止届（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（工事の一部完了検査）

第8条 市長は、許可工事の一部が完了した場合において、当該宅地が独立して使用に供しうるものであり、かつ、宅地の分割が災害の防止上支障がないと認められるときは、造成主の申出により、当該工事について一部完了の検査を行うことができる。

2 造成主は、前項の規定による一部完了の検査の申出を行おうとするときは、宅地造成工事一部完了検査申請書（様式第7）に、完了部分を明示した図面及び第10条各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の宅地造成工事一部完了検査申請書を受理し、検査の結果、法第9条第1項の規定に適合していると認めるときは、宅地造成工事一部完了検査済証（様式第8）を造成主に交付するものとする。

（届出工事の変更）

第9条 法第15条第1項の規定による届出をした者はその届出に係る事項を変更したときは直ちに、同条第2項の規定による届出をした者はその届出に係る事項を変更しようとするときはあらかじめ、届出工事変更届書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

（完了検査申請書の添付図書）

第10条 法第13条第1項の規定による工事完了の検査の申請は、省令第27条に規定する工事完了検査申請書に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 土地利用計画図（縮尺500分の1以上のもの）

- (2) 工事の施工状況を確認することができる写真
- (3) その他市長が必要と認める図書

(技術的基準)

第11条 令第15条第1項に規定する擁壁の設置に代わる措置は、次に掲げる工法とする。

- (1) 間知石から積み工その他のから積み工
- (2) 積み苗工
- (3) その他市長が認める工法

第12条 令第15条第2項に規定する技術的基準の強化又は附加は、次のとおりとする。

- (1) 擁壁背面には、全面に別表に定める数値以上の厚さの透水層を設置すること。ただし、擁壁背面に接続する地盤が切土で軟岩以上の硬度を有する場合又は市長が擁壁に破損等の悪影響を与えないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 谷筋又は凹部を有する傾斜地において、著しい災害の発生をもたらすような盛土を行う場合は、盛土の適当な箇所にその高さの5分の1以上の高さ蛇籠堰かごえん堤、コンクリート堰えん堤、枠等を地下排水溝とともに埋設し、盛土下端部分にすべり止め擁壁を設置すること。
- (3) 計画流出量を算定する場合は、次に掲げる数値を用いること。
 - ア 降雨量 10分間当たり22ミリメートル
 - イ 流出係数 1.0。ただし、地形、規模等により支障がないと認められる場合は、0.7まで減らすことができる。

(擁壁等の工程検査)

第13条 許可工事を行う工事施行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに市長に報告し、その検査を受けなければならない。

- (1) 鉄筋コンクリート造擁壁については、基礎配筋工事及び壁体配筋工事がそれぞれ完了したとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(許可申請手数料の減免)

第14条 市長は、手数料条例第6条の規定により、公益上必要があると認める場合又は災害その他特別の理由があると認める場合においては、許可申請手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定により、許可申請手数料の減免を受けようとする者は、許可申請手数料減免申請書(様式第10)を法第8条第1項の規定による許可の申請の際にあわせて提出しなければならない。

付 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際鹿児島県宅地造成等規制法施行細則(昭和37年鹿児島県規則第64号)の規定により作成された書類及び図面で現に使用しているものは、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (平成11年3月17日規則第8号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日規則第76号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年9月29日規則第105号)

この規則は、平成18年9月30日から施行する。

付 則 (平成19年9月26日規則第154号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市宅地造成等規制法施行細則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市宅地造成等規制法施行細則に規定する様式に

より作成された書類とみなす。

- 3 この規則の施行の日前に既に工事に着手した者に係る宅地造成工事許可標識の設置については、なお従前の例による。

付 則（令和3年3月31日規則第45号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

別表（第12条関係）

擁壁の高さ	透水層の厚さ		摘要
	上端	下端	
3メートル以下	30センチメートル	40センチメートル	透水層の上端とは、擁壁上端から擁壁高（根入れを含まない。）の5分の1下方とする。
3メートルを超え 4メートル以下	30センチメートル	50センチメートル	
4メートルを超え 5メートル以下	30センチメートル	60センチメートル	

第2節 市で定めた条例及びその規則

2-1 鹿児島市宅地開発に関する条例及び施行規則

○鹿児島市宅地開発に関する条例

平成19年3月27日
条例第23号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 事前手続等（第3条―第9条）
 - 第3章 宅地開発許可後の手続等（第10条―第14条）
 - 第4章 公共施設等の基準（第15条―第17条）
 - 第5章 雑則（第18条―第20条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく開発行為の規制に関する事項、宅地開発に係る事前説明等の手続に関する事項その他宅地開発に関し必要な事項を定めることにより、許可事務の透明性の向上及び適正化を図るとともに、良質な宅地開発を誘導し、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、都市計画法、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）及びこれらの法律に基づく命令の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 宅地開発 都市計画法第29条に規定する許可又は同法第35条の2に規定する変更許可を要する開発行為及び宅地造成等規制法第8条に規定する許可又は同法第12条に規定する変更許可を要する宅地造成をいう。
- (2) 宅地開発区域 宅地開発をする土地の区域をいう。
- (3) 隣接住民 宅地開発区域に接する土地の所有者並びに当該土地に存する建築物の所有者、管理者及び居住者をいう。
- (4) 近隣住民 宅地開発区域の境界線から水平距離がおおむね50メートルの範囲内の土地の所有者、宅地開発に伴う土砂等の搬出入に係る規則で定める道路に接する土地の所有者、これらの土地に存する建築物の所有者、管理者及び居住者並びに市長が当該宅地開発の工事等により影響があると認める者をいう。

第2章 事前手続等

（計画上の配慮事項）

第3条 前条第1号に規定する許可又は変更許可（以下「宅地開発許可」という。）を受けようとする者（以下「開発予定者」という。）は、宅地開発を計画するに当たり、自然環境の保全及び周辺の生活環境への配慮を行うよう努めなければならない。

2 開発予定者は、宅地開発を計画するに当たり、宅地開発区域の周辺における井戸の枯渇、水位の低下等の地下水への障害が生じないように努めなければならない。

（事前協議）

第4条 開発予定者は、宅地開発を行おうとする場合は、円滑かつ確実な宅地開発を進めるため、あらかじめ必要な事項について関係者との調整を行うとともに、公共施設等の用に供する土地等の配置、整備、管理等について市長と協議しなければならない。

（地区計画等に関する協議）

第5条 開発予定者は、規則で定める基準に該当する宅地開発を行おうとする場合は、都市計画法第12条の4第1項に規定する地区計画等について、あらかじめ市長と協議しなけ

ればならない。

(宅地開発予定標識の設置)

第6条 開発予定者は、都市計画法第32条の規定に基づく協議又は宅地造成等規制法第8条の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請（以下「宅造許可申請」という。）を行う日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該宅地開発の計画を記載した宅地開発予定標識を、当該宅地開発区域内の公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

2 前項の宅地開発予定標識の設置期間は、設置した日から当該宅地開発の工事に着手する日までとする。

(宅地開発の計画の周知)

第7条 開発予定者は、宅地開発予定標識を設置した日から都市計画法第32条の規定に基づく協議又は宅造許可申請の日までの間に、説明会その他の方法（以下「説明会等」という。）により、当該宅地開発の計画の内容について、規則で定める事項を隣接住民に周知させなければならない。

2 開発予定者又は宅地開発許可を受けた者（都市計画法第44条又は第45条の規定により開発許可に基づく地位を承継した者を含む。以下「開発者」という。）は、宅地開発予定標識設置後、近隣住民から申出があったときは、説明会等により、当該宅地開発の計画の内容について、当該申出をした近隣住民に説明しなければならない。

(説明会等の報告)

第8条 開発予定者は、前条第1項の規定により行った説明会等の内容について、規則で定める事項を記載した報告書を都市計画法第32条の規定に基づく協議又は宅造許可申請と同時に市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、開発予定者又は開発者に対し、前条第2項の規定により行った説明会等の内容及び当該申出への対応について、報告を求めることができる。

(宅地開発に係る紛争解決の努力)

第9条 開発予定者又は開発者と住民とは、宅地開発に係る紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって自主的に解決するよう努めなければならない。

第3章 宅地開発許可後の手続等

(宅地開発許可標識の設置)

第10条 開発者は、宅地開発の工事に着手した日から完了する日までの間、規則で定めるところにより、当該宅地開発区域内の公衆の見やすい場所に当該宅地開発許可の概要を記載した宅地開発許可標識を設置しなければならない。

(緊急時の対応)

第11条 開発者は、宅地開発の工事の施工に伴い、災害が発生し、又は他に危険を及ぼすおそれが生じたときは、直ちに必要な応急処置を講じなければならない。

2 開発者は、前項の規定により応急処置を講じたときは、規則で定めるところにより、直ちにその災害の状況及び当該応急処置の内容を市長に報告しなければならない。

(工事施工時の配慮事項)

第12条 開発者は、宅地開発の工事の施工に伴う宅地開発区域からの排水、騒音、振動、粉じん等により、周囲に悪影響を及ぼすことのないよう努めなければならない。

(防災措置の実施)

第13条 開発者は、宅地開発を廃止し、又は休止しようとするときは、既に施工された宅地開発の工事によって災害が発生し、宅地開発区域及びその周辺の住民に対し、被害を及ぼすことのないよう、必要な防災措置を講じなければならない。

2 開発者は、前項の規定により防災措置を講じたときは、規則で定めるところにより、速やかに当該防災措置の内容を市長に報告しなければならない。

(進行管理)

第14条 市長は、宅地開発の工事の完了の予定期日が経過してもなお工事が完了していない宅地開発については、必要があると認めるときは、当該宅地開発に係る開発者、設計者、

工事施行者その他の関係者から、当該宅地開発の工事の進捗状況及び続行の意思の有無その他必要な事項の報告を求めることができる。

- 2 市長は、宅地開発許可を受けた日から10年を経過してもなお工事が完了していない宅地開発であって、開発者に当該宅地開発の工事を完了させる意思又は能力がないと認められるものについては、当該宅地開発許可を取り消すことができる。

第4章 公共施設等の基準

(道路に関する技術的細目)

第15条 都市計画法第33条第1項第2号の基準に係る技術的細目において、道路に関して定められた制限のうち、小区間で通行上支障がない場合における予定建築物等の敷地に接するように配置すべき道路の幅員の最低限度は、同条第3項の規定により、5メートル以上とする。

- 2 都市計画法第33条第1項第2号の基準に係る技術的細目において、道路に関して定められた制限のうち、開発区域内の道路の構造は、同条第3項の規定により、アスファルト・コンクリート舗装とする。ただし、安全かつ円滑な交通に支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(公園等に関する技術的細目)

第16条 都市計画法第33条第1項第2号の基準に係る技術的細目において、公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）に関して定められた制限のうち、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為であって、主として住宅の建築の用に供する目的で行うものについては、同条第3項の規定により、施設の種類の種類は公園とする。ただし、開発区域周辺の公園の整備状況等により、その必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。

- 2 都市計画法第33条第1項第2号の基準に係る技術的細目において、公園等に関して定められた制限のうち、市街化調整区域内での開発行為であって、開発区域の面積が0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の主として住宅の建築の用に供する目的で行うものにおいて設置すべき公園等の面積は、同条第3項の規定により、当該開発区域の面積の6パーセント以上とする。

(排水施設の設置)

第17条 開発者は、市街化調整区域内において、0.3ヘクタール以上の宅地開発を行う場合は、防災調整池を設置するものを除き、雨水流出抑制施設（宅地開発に伴い増加する雨水の流出量を抑制し、下流の河川等の負担の軽減を目的として設置する施設をいう。）を設置しなければならない。ただし、宅地開発区域及びその周辺の土地の地形又は地質の状況により、その必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。

第5章 雑則

(指導、助言及び勧告)

第18条 市長は、開発予定者又は開発者が第2章、第3章及び前条の規定に違反した場合は、当該開発予定者又は開発者に対し、必要な措置を講じるよう指導、助言又は勧告を行うことができる。

(勧告に従わない者の公表)

第19条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、当該勧告を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及びその内容を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による公表の対象となる勧告を受けた者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、当該勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、意見の聴取を行う期日及び場所並びに同項の規定による通知の内容を記載した書面をいつでも当該勧告を受けた者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から14日間

を経過したときに、当該通知が当該勧告を受けた者に到達したものとみなす。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に既に都市計画法第32条の規定に基づく協議又は宅造許可申請を行った者については、第2章及び第4章の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の日前に既に工事に着手した場合の宅地開発許可標識の設置については、第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に既に宅地開発許可を受けた場合の第14条第2項の規定の適用については、同項中「宅地開発許可を受けた日」とあるのは、「平成19年10月1日」とする。

○鹿児島市宅地開発に関する条例施行規則

平成19年9月26日

規 則 第 1 5 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島市宅地開発に関する条例（平成19年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(宅地開発に伴う土砂等の搬出入に係る道路)

第2条 条例第2条第4号の規則で定める道路は、国道、県道及び幅員8メートル以上の市道を除いた道路とする。

(地区計画等に関する協議を要する基準)

第3条 条例第5条の規則で定める基準は、建築物の建築を目的とする宅地開発で、宅地開発区域の面積が1ヘクタール（風致地区内においては、0.3ヘクタール）以上であるものとする。

(宅地開発予定標識)

第4条 条例第6条第1項に規定する宅地開発予定標識の設置については、次に定めるところによる。

- (1) 宅地開発予定標識の様式は、様式第1によること。
- (2) 宅地開発予定標識が風雨等のため容易に破損し、又は倒れない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないように維持管理すること。
- (3) 設置した宅地開発予定標識の記載事項に変更が生じたときは、速やかに当該宅地開発予定標識を修正すること。

(宅地開発の計画の周知事項)

第5条 条例第7条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 宅地開発区域の位置及び面積並びに予定工期
- (2) 土地利用計画（予定建築物の用途を含む。）並びに公共施設の位置及び形態
- (3) 切土又は盛土をする土地の部分並びに崖又は擁壁の位置及び構造その他の造成計画の内容
- (4) 工事の施行方法、安全対策その他必要な事項

(説明会等の報告)

第6条 条例第8条第1項に規定する報告書の提出は、宅地開発計画内容周知実施報告書（様式第2）によるものとし、宅地開発予定標識の設置状況を確認できる写真及び説明会等で使用した資料を添付するものとする。

2 開発予定者は、宅地開発の計画の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は、

説明会等により、当該変更の内容について、隣接住民に周知させなければならない。

3 開発予定者は、前項の規定により再度説明会等を行ったときは、変更後の宅地開発予定標識の設置状況を確認できる写真及び当該説明会等で使用した資料を添えて、宅地開発計画内容周知実施報告書を市長に提出しなければならない。

(宅地開発許可標識)

第7条 条例第10条に規定する宅地開発許可標識の設置については、次に定めるところによる。

(1) 宅地開発許可標識の様式は、様式第3によること。

(2) 宅地開発許可標識が風雨等のため容易に破損し、又は倒れない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないように維持管理すること。

(3) 設置した宅地開発許可標識の記載事項に変更が生じたときは、速やかに当該宅地開発許可標識を修正すること。

(応急処置の報告)

第8条 条例第11条第2項に規定する報告は、応急処置報告書(様式第4)により行わなければならない。

(防災措置の報告)

第9条 条例第13条第2項に規定する報告は、防災措置報告書(様式第5)により行わなければならない。

付 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月31日規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

2-2 鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例及び施行規則

○鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例

平成16年10月18日

条例第103号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第33条第4項及び第34条第12号並びに都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第36条第1項第3号ハの規定に基づき、市街化調整区域における開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準について必要な事項を定めるものとする。

(法第34条第12号の条例で定める開発行為)

第2条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、市街化調整区域で行う開発行為であって、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 自己の居住の用に供する住宅を建築する目的で行う開発行為で、市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日(以下「区域区分日」という。)前から自己が所有している土地(区域区分日前から自己と同一の世帯の構成員が所有していた土地で、区域区分日以後に相続され又は贈与された土地及び相続され又は贈与される見込みのある土地を含む。以下「区域区分日前所有地」という。)、区域区分日以後、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条

第1項に規定する農業振興地域内にある区域区分日前所有地の交換分合により自己若しくは自己と同一の世帯の構成員が取得した土地（土地の交換分合後に相続され又は贈与された土地及び相続され又は贈与される見込みのある土地を含む。）又はこれらの土地が土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に基づく事業の施行により収用された場合における代替地において行われるものであって、規則に定める基準に適合するもの

- (2) 土地収用法第3条各号に規定する事業の施行により移転され又は除却される建築物又は第一種特定工作物に代わる建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為で、規則に定める基準に適合するもの
- (3) がけ地近接等危険住宅移転事業等により移転する建築物又は第一種特定工作物に代わる建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為で、規則に定める基準に適合するもの
- (4) 公民館又は地区集会所等を建築する目的で行う開発行為で、規則に定める基準に適合するもの
- (5) 自己の居住の用に供する住宅を建築する目的で行う開発行為で、独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な集落のうち、市街化区域における建築物の連たんの状況とほぼ同程度にある集落において建築することが市街化を促進するおそれがないと認めてあらかじめ鹿児島県知事が指定した集落（以下「指定既存集落」という。）内又はその周辺（当該指定既存集落と自然的条件及び社会的条件からみて一体性のある区域をいう。）に10年以上居住した者又はその者と同一世帯の構成員若しくは構成員であった者が、当該指定既存集落内又は当該指定既存集落から100メートル以内の区域で行うもので、規則に定める基準に適合するもの
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条に規定する建築物のうち、都市計画において、その敷地の位置が決定している建築物の建築若しくは第一種特定工作物の建設又は特定行政庁が許可した建築物の建築若しくは第一種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為
- (7) 建築基準法別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げる建築物（高さが10メートルを超えるものを除き、かつ、2戸以下に限る。）を建築する目的で行う開発行為で、政令第29条の9各号に掲げる区域を除く次のいずれかの区域で行うもの
 - ア 指定既存集落内
 - イ 敷地相互間の距離が100メートル以内に位置する建築物（市街化区域に存するものを除く。）が20以上連たんしている土地の区域及び当該土地の区域の境界線に接する規則で定める建築物の敷地から50メートル以内の土地の区域のうち、国道、県道又は幅員6メートル以上の道路（建築基準法第42条に規定する道路又は農道その他これに類する公共の用に供する道で規則に定めるものをいう。以下同じ。）に接する土地の区域
- (8) 国、県又は市が行う開発行為でその目的が公営住宅の建設その他市長が公益上必要と認めるもの

（開発行為に係る土地等の要件）

第3条 前条第7号の規定による開発行為を行う土地は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該土地から規則で定める交差点までの区間の幅員が6メートル（開発行為が自己の居住の用に供することを目的とする場合は、4メートル）以上である道路に接していること。
 - (2) 当該土地の面積が、1,000平方メートル未満であること。
- 2 前項の土地における予定建築物の敷地については、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、地形、地物等の状況によりやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (1) 敷地面積が、200平方メートル以上であること。

(2) 敷地が、前項第1号の道路に4メートル以上接すること。

(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物等)

第4条 政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更（以下「新築等」という。）又は第一種特定工作物の新設は、市街化調整区域で行う建築物の新築等又は第一種特定工作物の新設であって、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 第2条第1号から第6号まで及び第8号に規定する建築物の新築等又は第一種特定工作物の新設
- (2) 第2条第7号に規定する建築物の新築等で、前条第2項第1号に定める基準その他規則に定める基準に適合するもの
- (3) 区域区分日前から既に宅地造成工事に着手していた土地のうち、造成が完成した土地における建築物の新築等で、規則に定める基準に適合するもの
- (4) 資材置場又は駐車場の敷地として利用を適正に行うため最低限必要な管理施設の設置のうち、周辺の土地利用に支障を及ぼさないと認められる建築物の新築等で、規則に定める基準に適合するもの

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(鹿児島市市街化調整区域における開発行為に係る開発区域の面積の特例に関する条例の廃止)

- 2 鹿児島市市街化調整区域における開発行為に係る開発区域の面積の特例に関する条例（平成15年条例第17号）は、廃止する。

付 則（平成19年10月1日条例第64号）

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

付 則（平成22年3月23日条例第17号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成27年9月30日条例第52号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第32条に基づく事前協議を行う開発行為について適用し、施行日前に同条に基づく事前協議が開始された開発行為については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定は、施行日以後になされる法第42条第1項ただし書及び法第43条第1項本文の規定による許可に係る申請（以下この項において「申請」という。）について適用し、施行日前になされた申請については、なお従前の例による。
- 4 改正前の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例（以下「旧条例」という。）に定める基準に適合し、法第29条第1項の規定による許可を受けた土地について、施行日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（イ）項第1号及び第2号に掲げる建築物の新築若しくは改築又はこれらの建築物への用途の変更（以下「新築等」という。）をする場合に限っては、法第42条第1項ただし書の規定による許可を行うことができるものとする。この場合における当該建築物の新築等の許可に係る基準については、旧条例の例による。
- 5 旧条例に定める基準に適合し、法第43条第1項本文の規定による許可を受けた建築物の敷地について、施行日以後に建築基準法別表第2（イ）項第1号及び第2号に掲げ

る建築物の新築等をする場合に限っては、法第43条第1項本文の許可を行うことができるものとする。この場合における当該建築物の新築等の許可に係る基準については、旧条例の例による。

付 則（平成29年2月22日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成29年10月2日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年9月27日条例第67号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項本文、法第42条第1項ただし書及び法第43条第1項本文の規定による許可に係る申請（以下この項において「申請」という。）について適用し、施行日前になされた申請については、なお従前の例による。

3 鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第52号）による改正前の鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例（以下「旧条例」という。）に定める基準に適合し、法第29条第1項本文の規定による許可を受けた土地について、施行日以後に都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第29条の9各号に掲げる区域を除く区域において、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げる建築物の新築若しくは改築又はこれらの建築物への用途の変更（以下「新築等」という。）をする場合に限っては、法第42条第1項ただし書の規定による許可を行うことができるものとする。この場合における当該建築物の新築等の許可に係る基準については、旧条例の例による。

4 旧条例に定める基準に適合し、法第43条第1項本文の規定による許可を受けた建築物の敷地について、施行日以後に政令第29条の9各号に掲げる区域を除く区域において、建築基準法別表第2（い）項第1号及び第2号に掲げる建築物の新築等をする場合に限っては、法第43条第1項本文の規定による許可を行うことができるものとする。この場合における当該建築物の新築等の許可に係る基準については、旧条例の例による

○鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例施行規則

平成16年10月21日

規則第157号

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例（平成16年条例第103号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第1号及び第5号の規則に定める基準）

第2条 条例第2条第1号及び第5号の規則に定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定建築物の規模等に照らして住宅を建築することの必要性及び確実性があること。
- (2) 許可を申請しようとする者が、市街化区域内又は市街化調整区域内に住宅を所有していないこと。
- (3) 許可を申請しようとする者が、市街化区域内に住宅を建築することが可能な土地を所有していないこと。

（条例第2条第2号及び第3号の規則に定める基準）

第3条 条例第2条第2号及び第3号の規則に定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該開発行為の目的である建築物又は第一種特定工作物が、従前の建築物又は第一

種特定工作物とほぼ同一の用途であること。

- (2) 当該開発行為の目的である建築物の延べ面積が、従前の建築物の延べ面積の1.5倍以内であること。ただし、専用住宅で、その延べ面積が280平方メートル以下のものについては、この限りではない。

(条例第2条第4号の規則に定める基準)

第4条 条例第2条第4号の規則に定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該開発行為の目的である公民館又は地区集会所等が、既存の集落の居住者のため公益上必要と認められ、かつ、当該集落内にあること。
(2) 当該開発行為の目的である公民館又は地区集会所等が、町内会、自治会等の自治組織において運営され、適正な管理が行われるものであること。

(条例第2条第7号の規則で定める建築物)

第5条 条例第2条第7号の規則で定める建築物は、市街化調整区域にある建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)項第1号から第3号まで及び(ロ)項第2号に掲げる建築物とする。

(条例第2条第7号の規則で定める道)

第6条 条例第2条第7号の規則で定める道は、建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定又は同項第2号の規定に基づく許可を受けた建築物の敷地に接する道とする。

(条例第3条第1項第1号の規則で定める交差点)

第7条 条例第3条第1項第1号の規則で定める交差点は、交通分散の図れるもので、次に掲げる要件を満たす道路(開発行為を行う土地が接する道路を除く。)が2以上接続している交差点とする。

- (1) 国道、県道、市道、農道その他これに類する公共の用に供する道であること。
(2) 交差点から35メートルまでの区間の幅員が4メートル以上確保されていること。
(3) 行き止まり道路でないこと。

(条例第4条第2号の規則に定める基準)

第8条 条例第4条第2号の規則に定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、地形、地物等の状況によりやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 敷地が、道路に4メートル以上接すること。
(2) 建築基準法第42条第2項の規定によって道路の境界線とみなされる線と道との間にある塀又は擁壁等を撤去すること。

(条例第4条第3号の規則に定める基準)

第9条 条例第4条第3号の規則に定める基準は、建築物の用途については建築基準法第48条、建築物の高さについては同法第55条及び各部分の高さについては同法第56条に規定する第一種低層住居専用地域における基準に適合することとする。

(条例第4条第4号の規則に定める基準)

第10条 条例第4条第4号の規則に定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理施設の用途が、作業場、事務所等の営業の拠点その他これらに類するものでないこと。
(2) 新築等を行う建築物の用途が、防犯上必要な機器を設置する管理室又は従業員の休憩室、更衣室若しくは便所であって、これらの延べ面積が30平方メートル以下で、かつ、敷地面積の1パーセント以下であること。
(3) 敷地については、次に掲げる要件を満たしていること。
ア 露天の資材置場又は露天の駐車場の敷地として利用していること。ただし、自動車の販売を目的とした置場、建設機械のレンタルを目的とした置場その他これらに類する用途のものは除くものとする。
イ 原則として、建築基準法第42条第1項各号に規定する道路で、幅員4メートル以上のものに接していること。
ウ 敷地の区域が、柵又は垣等により明確であり、適切な管理がされていること。
-

エ 隣地境界線及び道路境界線に沿って樹木等の緩衝帯を設けるなど周囲の自然環境との調和に配慮した景観形成が図られたものであること。

オ 建築物からの排水処理等については、周辺の環境悪化を生じないよう配慮されたものであること。

カ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区として定められた区域にないこと。

付 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

付 則（平成19年10月29日規則第162号）

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

付 則（平成22年3月23日規則第13号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年1月6日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年2月22日規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年9月25日規則第87号）

この規則は、平成30年9月25日から施行する。

2-3 鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例及び施行規則

○鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例

昭和52年3月31日
条 例 第 15 号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、シラスその他これに類する特殊土じょうでおおわれ、かつ、しばしば台風の来襲を受け、雨量の極めて多い自然的条件のもとにある本市において行われる開発行為、建築等における災害の防止及び災害発生時の避難等について定め、もつて市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水及び高潮により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 開発行為 土地の区画形質を変更するすべての行為をいう。
- (4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (5) 建築 建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。
- (6) 公共施設 道路、河川、水路、公園、広場その他公共の用に供するこれらに類する施設をいう。

第2章 市の責務

（基本的責務）

第3条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その有する機能を發揮するとともに、国、他の地方公共団体及び公共的団体並びに市民の協力を得て、防災上の業務の遂行に努めなければならない。

(防災計画の実施)

第4条 市は、前条の責務を遂行するため、防災に関する計画を作成し、その円滑な実施に努めなければならない。

2 前項の場合において、市は、国、他の地方公共団体及び公共的団体並びに市民に対し協力を要請し、総合的機能の発揮に努めなければならない。

(施設の安全確保)

第5条 市は、開発行為、建築等の事業を実施するときは、防災に関し十分な配慮をしなければならない。

2 市は、その所有し、占有し、又は管理する公共施設その他の財産について、防災上の安全の確保に努めなければならない。

第3章 市民の責務

(基本的責務)

第6条 市民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、相互に協力援助するとともに、市が行う防災業務に協力し、安全の確保に努めなければならない。

(財産の保全)

第7条 市民は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物、施設その他の財産について、防災上の安全の確保に努めなければならない。

(公共施設の安全確保)

第8条 市民は、公共施設を破損し、又は公共施設に廃棄物を投棄するなど災害発生の原因となり、又は原因となるおそれのある行為をしてはならない。

2 市民は、公共施設に投棄され、又は滞留する廃棄物等について、これを除去し、処理するなど防災上の安全の確保に努めなければならない。

(防災組織の設置)

第9条 市民は、災害時における自らの安全を確保するため、自主的な防災組織の設置に努めなければならない。

(防災訓練等への参加)

第10条 市民は、市その他法令の規定により防災に関する責務を有する者又は市民の設置する自主的な防災組織等が実施する防災訓練その他防災に関する行事に積極的に参加するように努めなければならない。

第4章 開発行為、建築等

(開発行為における防災)

第11条 開発行為を行う者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）その他の法令、条例等を遵守するとともに、災害を防止するための万全の措置を講じなければならない。

(工事計画変更の助言、勧告等)

第12条 市長は、宅地造成等規制法に規定する宅地造成、都市計画法に規定する開発行為又はその他の法令に規定するこれらに類する行為以外の開発行為について、防災上特に必要があると認めるときは、当該開発行為を行う者に対し、工事計画その他必要な事項について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の開発行為が防災上適当でないとき、当該開発行為を行う者に対し、当該工事計画の変更について助言し、又は勧告することができる。

(開発行為の届出)

第13条 次に掲げる開発行為（以下「届出の必要な開発行為」という。）をしようとする者は、当該開発行為に着手する前に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超えるがけを生ずることとなるもの
- (2) 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超えるがけを生ずることとなるもの

(3) 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下のがけを生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超えるがけを生ずることとなるもの

(4) 前3号のいずれにも該当しない切土又は盛土であつて、当該切土又は盛土をする土地の面積が合わせて500平方メートルを超えるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる開発行為については、届け出を要しない。

(1) 法令又は条例の規定による許可又は認可を受けて行う開発行為

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為（前号に該当するものを除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか規則で定める開発行為

(標識の設置の届出)

第14条 届出の必要な開発行為を行う者は、当該開発行為の工事に着手しようとする日の2週間以上前の日から工事完了の日までの間、当該開発行為の概要を記載した標識を開発行為の区域内の見やすい場所に設置し、その旨を市長に届け出なければならない。

(完了の届出)

第15条 届出の必要な開発行為の届出をした者は、当該届出に係る開発行為の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。工事を廃止したときについても、同様とする。

(開発行為に対する命令)

第16条 市長は、防災上特に必要があると認めるときは、当該届出の必要な開発行為の中止、計画の変更、原状の回復等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(建築における防災)

第17条 建築物を建築する者は、建築基準法その他の法令、条例等を遵守するとともに、災害を防止するための万全の措置を講じなければならない。

(建築物の安全保持)

第18条 建築物の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該建築物について防災上の確な措置を講じ、常に安全な状態で保持しなければならない。

(危険な建築物に対する助言及び勧告)

第19条 市長は、建築物が防災上著しく危険であると認めるときは、当該建築物の所有者等に対し、防災上必要な措置を講ずべきことを助言し、又は勧告することができる。

(土地の安全保持)

第20条 土地の所有者等は、当該土地について、切土、盛土若しくは地盤の改良を行い、又は排水施設若しくは擁壁を設置するなど防災上の確な措置を講じ、常に安全な状態で保持しなければならない。

(危険な土地に対する助言及び勧告)

第21条 市長は、土地が防災上著しく危険であると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、防災上必要な措置を講ずべきことを助言し、又は勧告することができる。

(工事施工上の安全措置)

第22条 開発行為を行う者、建築物を建築する者、工事監理者その他工事の施工に従事する者は、災害を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) がけ崩れ及び土砂流失の防止

(2) 建築物の補強

(3) 公共施設の破損の防止

(4) 廃棄物の適切な処理

(5) 前各号に掲げるもののほか、災害を未然に防止する措置

第5章 避難及び通報

(避難の指示)

第23条 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のため

の立退きを指示することができる。

(指示に従う義務)

第24条 居住者等は、前条の規定による指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

(自主避難)

第25条 居住者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、自らの判断により、速やかに避難しなければならない。

(市長への通報)

第26条 居住者等は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した場合は、その旨を市長又は関係機関に対し、速やかに通報しなければならない。

第6章 雑則

(立入調査)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に開発行為に係る土地、建築物の敷地その他の場所に立ち入り、当該土地、建築物の敷地等の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告又は命令に従わない者の公表)

第28条 市長は、第12条第2項、第19条若しくは第21条の規定による勧告又は第16条の規定による命令を受けた者がその勧告若しくは命令に従わなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）その他必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該勧告を受けた者又は命令を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表の対象となる勧告又は命令を受けた者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、当該勧告又は命令を受けた者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、意見の聴取を行う期日及び場所並びに同項の規定による通知の内容を記載した書面をいつでも当該勧告又は命令を受けた者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当該勧告又は命令を受けた者に到達したものとみなす。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

2 吉田町、喜入町、松元町及び郡山町（以下「4町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に、吉田町土地利用対策要綱（昭和50年吉田町告示第41号）、喜入町土地利用対策要綱（昭和54年9月1日制定）、松元町土地利用対策要綱（平成4年松元町要綱第3号）及び郡山町開発行為に関する指導要綱（昭和57年郡山町告示第1号）（以下「4町要綱」という。）の規定により土地利用協議書を提出した者に係る開発行為については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ4町要綱の例による。

3 編入日前に桜島町であつた区域内において、編入の際現に開発行為の工事に着工している開発行為については、第13条から第15条までの規定は、適用しない。

4 編入日前に4町の区域内において、平成16年11月15日以前に届出の必要な開発

行為の工事に着手する者（前2項に規定する者を除く。）に対する第14条の適用については、同条中「工事に着手しようとする日の2週間以上前の日」とあるのは、「工事に着手する日」とする。

付 則（平成16年3月23日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に鹿児島市民の環境をよくする条例を廃止する条例（平成16年条例第13号）による廃止前の鹿児島市民の環境をよくする条例（昭和48年条例第30号）（以下「旧条例」という。）第49条の規定によりされた届出は、改正後の第13条の規定によりされた届出とみなす。

3 旧条例第50条第2項の規定によりされた命令は、改正後の第16条の規定によりされた命令とみなす。

付 則（平成16年10月18日条例第108号）

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

付 則（令和3年6月24日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。

○鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例施行規則

平成16年3月31日

規 則 第 89 号

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例（昭和52年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開発行為の届出）

第2条 条例第13条第1項の規定による届出をしようとする者は、条例第14条の規定により標識を設置しようとする日の前日までに、開発行為届出書（様式第1）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 付近見取図

(3) 現況写真

(4) 現況図

(5) 開発区域の求積図

(6) 工程表

(7) 開発行為施行同意書（様式第2）

(8) 委任状（代理人が届出書を提出する場合に限る。）

（届出を要しない開発行為）

第3条 条例第13条第2項第3号の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第3号に規定する開発行為（図書館及び公民館の建築の用に供する目的で行うものを除く。）

(2) 農地利用変更届に関する指導要綱（平成4年4月1日制定）に基づいて届出がなされた開発行為

（標識の設置）

第4条 条例第14条の標識は、開発行為の標識（様式第3）によるものとする。

2 条例第14条の規定による届出は、開発行為標識設置届出書（様式第4）により行うものとする。

（変更等の届出）

第5条 条例第14条の規定による届出を行った者は、工事完了前に届出内容を変更しようとするときは、開発行為変更届出書（様式第5）に第2条第1号から第7号までに掲げる図書のうち変更に係る図書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該開発行為の届出者の地位が承継された場合 開発行為届出者地位承継届出書（様式第6）
- (2) 当該開発行為の工事施行者に異動を生じた場合又は当該開発行為の届出者若しくは工事施行者の住所若しくは氏名を変更した場合 開発行為届出者等名義等変更届出書（様式第7）
- (3) 当該開発行為の工事期間の変更又は開発面積を縮小する等当該開発行為の内容の軽微な変更をしようとする場合 開発行為に係る軽微な変更届出書（様式第8）

（完了の届出書）

第6条 条例第15条の規定による開発行為の工事の完了の届出は、開発行為完了届出書（様式第9）により行うものとする。

（工事の廃止届出書）

第7条 条例第15条の規定による関係行為の工事の廃止の届出は、開発行為廃止届出書（様式第10）により行うものとする。

第8条 条例第27条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第11）によるものとする。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成19年10月29日規則第161号）

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

付 則（令和3年3月31日規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

第3節 その他関係要綱等

3-1 鹿児島市開発行為審査協議会設置要綱

○鹿児島市開発行為審査協議会設置要綱

平成8年5月1日

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条の規定による協議(以下「事前協議」という。)を円滑かつ効率的に行うため、鹿児島市開発行為審査協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、開発行為を行おうとする者(以下「開発者」という。)から市長に対し事前協議の申請書が提出された場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について協議し、及び審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 事前協議における開発行為の許可又は不許可の方針に関する事項
- (2) 法令等に定められた事項に適合した開発行為の指導に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、建設局等担当副市長とする。
- 3 副会長は、建設局長とする。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 協議会の会議は、会長が招集する。

(幹事会)

第5条 協議会の運営を円滑にするため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長から指示のあった開発行為に係る事項について調査し、及び事前審議し、その結果を協議会に報告する。
- 3 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会に幹事長を置き、建設局都市計画部長をもって充てる。

(意見の聴取等)

第6条 協議会及び幹事会は、必要に応じて開発者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設局都市計画部土地利用調整課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成8年5月1日から施行する。
- 2 開発行為審査協議会設置要綱(平成3年7月1日制定)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 29 年 12 月 7 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 4 年 11 月 16 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

鹿児島市開発行為審査協議会委員

委 員	企画財政局長
〃	市民局長
〃	環境局長
〃	こども未来局長
〃	産業局長
〃	消防局長
〃	交通局長
〃	水道局長
〃	建設局建設管理部長
〃	建設局都市計画部長
〃	建設局建築部長
〃	建設局道路部長
〃	教育委員会事務局管理部長

別表第 2 (第 5 条関係)

鹿児島市開発行為審査協議会幹事会幹事

幹 事 長	建設局都市計画部長	幹	環境局環境部環境保全課長 環境局自然循環部資源政策課長 こども未来局こども政策課長 産業局農林水産部農政総務課長 産業局農林水産部生産流通課長 産業局農林水産部農地整備課長 産業局農林水産部谷山農林課長 消防局警防課長 交通局バス事業課長 水道局水道部水道整備課長 水道局下水道部下水道建設課長 教育委員会事務局管理部施設課長 教育委員会事務局管理部文化財課長 農業委員会事務局長
幹 事	建設局建設管理部公園緑化課長 建設局建設管理部河川港湾課長 建設局都市計画部都市計画課長 建設局都市計画部土地利用調整課長 建設局都市計画部区画整理課長 建設局建築部建築指導課長 建設局道路部道路建設課長 建設局道路部街路整備課長 建設局道路部道路管理課長 建設局道路部谷山建設課長 企画財政局企画部政策企画課長 市民局市民文化部地域づくり推進課長	事	

宅地開発・建築許可の手引き

—鹿児島市宅地開発技術指針—

(第4版)

平成19年12月3日 第1版第1刷発行

平成21年 2月2日 第1版第2刷発行

平成25年 4月1日 第2版第1刷発行

平成30年 4月1日 第3版第1刷発行

令和 5年 4月1日 第4版 公表

編集発行 鹿児島市建設局都市計画部土地利用調整課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

電話代表(099)224-1111

直通(099)216-1383

FAX (099)216-1385
